

正文は英文とします。

(日本語参考訳)



国際スワップ・デリバティブズ協会

国際スワップ・デリバティブズ協会により2018年7月31日に公表された

ISDA 2018年版米国破綻処理におけるステイ・プロトコル

国際スワップ・デリバティブズ協会（以下、「ISDA」といいます。）は、プロトコル対象契約（以下に定義されます。）の当事者が、特定の金融会社に適用される特別破綻処理制度のクロスボーダーの適用を契約上認識するために当該各プロトコル対象契約の条項を修正することを可能とし、米国破産法に基づく特定の金融会社の破綻処理を推進するために、「ISDA 2018年版米国破綻処理におけるステイ・プロトコル（以下、「本プロトコル」といいます。）」を公表します。

したがって、当事者は、以下に示されるとおり、本プロトコルの別添1の実質様式によるレター（以下、「批准書」といいます。）を作成し、代理人としてのISDAに対して交付することにより、本プロトコルを批准することができ、これにより、その条項に拘束されることとなります（以下、当該当事者をそれぞれ「批准当事者」といいます。）。

1. プロトコルの批准及び効力

(a) 批准当事者が米国規制対象組織である場合、または米国規制対象組織である支店もしくは代理店を有する場合で、自己の批准書において自己を規制対象組織であると指定したときは、本プロトコルにおいて「規制対象組織」となります。

(b) 本条で定める方法により本プロトコルを批准することで、各批准当事者は、(i)当該批准当事者と規制対象組織との間における又は一方当事者から他方当事者に提供された各対象契約の条項及び(ii)当該批准当事者と規制対象組織との間における又は一方当事者から他方当事者に提供された各対象信用補完の条項が、それぞれの場合において、本プロトコルの添付資料に規定された条項に従い、修正されることに合意します。

(c) 本プロトコルの批准は、本条に基づく、（以下第1条(c)(i)項から(c)(iii)項までに従った）批准書の作成及び代理人としてのISDAに対するオンラインベースでの交付により証されるものとします。ISDAは、ウェブサイト（www.isda.org）上の「ISDA 2018年版米国破綻処理におけるステイ・プロトコル」というセクションにおける30暦日前までの通知により（又はその他適切な手段により）、その単独かつ絶対的な裁量権で、本プロトコル批准期間の終了日（以下、かかる終了日を「カットオフ日」といいます。）を指定する権利を有します。カットオフ日以降、ISDAは本プロトコルに関する新たな批准書を受け付けません。

(i) 各批准当事者は、ISDAのウェブサイト（www.isda.org）上の「プロトコル管理（Protocol Management）」というセクションにアクセスし、批准書様式を作成するために必要な情報をオンラインベースで入力します。米国規制対象組織であるか、米国規制対象組織である支店または代理店を有する各批准当事者及び本プロトコルにおいて規制対象組織として扱われることを希望する各批准当事者は、批准書のセクション1において自己を「規制対象組織」と指定します。各批准当事者は、事前に設定された批准書をプロトコル管理システムから直接ダウンロードするか又は電子メールにて受領した後、印刷及び署名し、署名済みの批准書を

(日本語参考訳)

PDFファイルの形式で添付してプロトコル管理システムにアップロードします。ISDAが署名済みの批准書を承認及び受諾した後、当該批准当事者は、同批准当事者が本プロトコルを批准したことを確認する電子メールを受領します。

(ii) 全ての批准当事者が当該批准書の同一証明付コピーを閲覧することができるようにするため、署名の代わりに活字体による名称又はタイプ打ちされた名称を記載した各批准書の同一証明付コピーがISDAにより公表されます。各批准当事者は、証拠としての効力との関係において、ISDAのジェネラルカウンセル（又はその他の適切な職員）が認証した批准書の同一証明付コピーを原本とみなすことに合意します。

(iii) 各批准当事者は、ISDAがその絶対的な裁量権で、批准書の批准日時を決定することにつき合意します。

(d) 批准当事者と規制対象組織との間（疑義を避けるために付言すると、二者の規制対象組織の間を含みます。）で、本プロトコルに規定された諸条件に基づいて本プロトコルに企図される修正を行う合意は実行日に効力を生じ、当該修正は(i)実行日と(ii)遵守日の遅い方の日になされるものとします。

(i) プロトコル対象契約に関する「遵守日」は、以下のとおり決定されます。

(A) 当該プロトコル対象契約の各当事者が米国規制対象組織である場合は、2019年1月1日

(B) 当該プロトコル対象契約の各当事者（米国規制対象組織を除きます。）が米国規制対象組織以外の金融機関カウンターパーティーである場合は、2019年7月1日

(C) 当該プロトコル対象契約の一方の当事者（米国規制対象組織を除きます。）が上記(A)又は(B)に該当しない場合又は(B)に該当するものの、当該プロトコル対象契約の一方の当事者（米国規制対象組織を除きます。）が小規模金融機関である場合は、2020年1月1日

(ii) 批准当事者及び規制対象組織に関する「実行日」は、代理人としてのISDAが（上記第1条(c)項に従って）二者の批准当事者のうち後に批准した当事者から批准書を受領した日とします。当該批准当事者のいずれかから追加的な又は修正された批准書をISDAが受領しても、当該実行日を変更する効力はありません。

(e) 本プロトコルは、交渉されることなく使用されることを意図していますが、当該プロトコル対象契約の条項に従って当事者が別途行うことのできるプロトコル対象契約に関する修正、変更又は権利の放棄を制限するものではありません。

(i) 本プロトコルを批准するにあたって、批准当事者は、自己の批准書において追加的な規定、条件又は制限を指定することはできません。

(ii) 代理人としてのISDAが本プロトコルを遵守していないと誠実に判断する批准は無効であり、ISDAは、かかる判断を行った後、合理的に可能な限り速やかに、かかる事実を当該当事者に対して通知するものとします。

(f) 各批准当事者は、本プロトコルの批准が取消不能であることを認識し、合意しています。但し、批准当事者は、年次失効期間中のプロトコル営業日に有効となる（第3条(f)項に基づき決定されます。）本プロトコルの別添2の実質様式による通知（以下、「失効通知」といいます。）を代理人としての

(日本語参考訳)

ISDAに交付し、(i)相手方当事者が、相手方当事者と当該批准当事者との間の対象契約に関する本プロトコルを批准することができる最終日又は(ii)信用補完に基づく当該批准当事者への信用補完の提供者又は当該批准当事者からの信用補完の受益者が当該信用補完に関する本プロトコルを批准することができる最終日として次の年次失効日を指定することができます。

(i) 批准当事者により次の年次失効日の指定が有効に行われた場合、本プロトコルは、
(A) 当該批准当事者と当該年次失効日の到来後に本プロトコルを批准する批准当事者との間の対象契約又は (B) 当該批准当事者により当該年次失効日の到来後に本プロトコルを批准する当事者に提供された信用補完若しくはかかる当事者により当該批准当事者に提供された信用補完を修正せず、当該対象契約又は信用補完はプロトコル対象契約とはなりません。上記は、当該年次失効日が到来し又は到来したものとみなされる日より前に本プロトコルを批准した、批准当事者二者間の（又はある批准当事者による別の批准当事者のための）プロトコル対象契約について、当該プロトコル対象契約の締結日にかかわらず、本プロトコルに基づき行った修正を制限するものではなく、当該年次失効日が到来し又は到来したとみなされた場合にも、かかる修正は効力を生じます。

(ii) 各失効通知は、本プロトコル第3条(f)項において指定された方法により交付してください。

(iii) 各批准当事者は、証拠としての効力との関係において、ISDAのジェネラルカウンセラー又は適切な職員が認証した失効通知の同一証明付コピーを原本とみなすことに合意します。

(iv) 代理人としてのISDAが、本第1条(f)項を遵守していないと誠実に判断する失効は無効となります。

2. 表明及び約束

(a) 上記第1条に基づき、批准当事者が本プロトコルを批准した日において、当該批准当事者は、プロトコル対象契約を締結し又はプロトコル対象契約を受領若しくは提供したその他の各批准当事者に対して、以下の各事項を表明します。

(i) 地位 関連する場合、その設立準拠法に基づき適法に設立され、有効に存続していること、かつ、当該準拠法上良好な状態にあること又はプロトコル対象契約においてこれと異なる地位を表明する場合、かかる地位を有していること。

(ii) 権限 批准書を作成及び交付する権限並びに批准書及び批准書と本プロトコル（本プロトコルの添付資料を含みます。）により修正されたプロトコル対象契約に基づく義務を履行する権限を有し、また、かかる作成、交付及び履行を授権するために必要な一切の行為を行ったこと。

(iii) 違反又は抵触がないこと 上記の作成、交付及び履行は、適用ある法令、自己の設立文書、自己若しくはその他資産に適用される裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、自己若しくはその資産を拘束し、あるいは影響を与える契約上の制約に違反し又はこれに抵触していないこと。

(iv) 同意 批准書及び批准書と本プロトコル（添付資料を含みます。）により修正されたプロトコル対象契約に関して、取得していなければならない政府等の全ての同意は、既に取得されており、完全な効力及び効果を有し、かつ、この同意に係る一切の条件が満たされていること。

(日本語参考訳)

(v) 拘束力のある義務 批准書及び批准書と本プロトコル（添付資料を含みます。）により修正されたプロトコル対象契約に基づく自己の義務は、適法、有効で拘束力を有し、かつそれぞれの条項に従い執行可能であること（但し、適用ある破産、会社更生、支払不能、支払猶予その他これに類する債権者の権利に通常影響を与える法令及び執行可能性に関しては一般に適用される衡平法上の原則の制約を受けます（執行の申立が衡平法上の手続で求められるか普通法上の手続で求められるかを問いません。）。）。

(vi) 信用補完 本プロトコルの批准及び本プロトコルによる修正（信用補完又は第三者信用補完に関する権利が行使可能となるタイミングに影響を及ぼす修正を除きます。）は、批准書及び本プロトコル（添付資料を含みます。）により修正されたプロトコル対象契約に関連する自己の義務に関する信用補完又は第三者信用補完において、自己又は第三者が負う義務に関する執行可能性又は有効性に悪影響を及ぼさないこと。

(b) 各批准当事者は、プロトコル対象契約を締結し又は対象信用補完であるプロトコル対象契約を提供したその他の各批准当事者との間で、上記の各表明が、プロトコル対象契約がISDAマスター契約の場合には、同契約第5条(a)(iv)項の表明であり、また、その他のプロトコル対象契約である場合には、当該プロトコル対象契約の類似の規定の表明であり、それらの表明は、(A)当該批准当事者が、上記第1条に基づき本プロトコルを批准した日と、(B)当該プロトコル対象契約の日付のうちいずれか後に到来する日に各批准当事者により行われたものであることを合意します。

(c) 第三者信用補完を伴う対象契約及び信用補完に関する約束 第三者の同意、承認、合意、承諾その他の取得を明確に要求する第三者信用補完を伴う対象契約及び信用補完に関して、当該書類の下で自己の債務が当該第三者により担保、保証その他信用補完されている各批准当事者は、当該書類を締結したその他の各批准当事者に対して、当該第三者の同意（第2条(d)項による場合を含みます。）、承認、合意、承諾その他の取得したこと及び要求に応じてかかる同意、承認、合意、承諾その他の取得に関する証拠を当該他の批准当事者に対して交付することを約束します。

(d) みなし第三者同意 第三者信用補完に関する第三者でもある各批准当事者は、当該第三者信用補完により信用補完されている対象契約及び/又は信用補完に対して本プロトコルにより修正がなされることについて、同意したものとみなされます。

3. 雑則

(a) 完全な合意、リステイトメント、存続

(i) 本プロトコルは、その主題に関する批准当事者の完全な合意と理解を構成し、（本書において別段の定めがない限り）これに関する全ての口頭による通信及び事前に作成された文書に優先します。各批准当事者は、本プロトコルの批准に当たり、口頭又は書面による一切の表明、保証その他の言質に依拠していないこと（本プロトコル又は添付資料に規定され又は言及されている場合を除きます。）、また、これに関して持ち得る一切の権利及び救済手段を放棄することを認めます。但し、本プロトコルのいずれの規定も、批准当事者の詐欺行為に対する責任を制限又は除外するものではありません。

(ii) プロトコル対象契約に関して本プロトコルに基づき行われたものとみなされる修正を除き、各プロトコル対象契約の全ての条件は、当該プロトコル対象契約が本プロトコルに従うこととなった最初の日の直前において有効な規定に従い引き続き完全な効力を有するものとします。本プロトコルにおいて明示的に記述されている場合を除き、本プロトコルのいずれの規定も、当該批准当事者が当事者であるか、信用補完の提供者又は受益者であるプロトコル対象契約に基づく批准当事者の権利の放棄又は免除を構成するものではありません。本プロトコルはその主題に関して存続し、本プロトコルに基づき行われたものとみなされるあ

(日本語参考訳)

らゆる修正は、当該プロトコル対象契約の主題に関して当該プロトコル対象契約の当事者間における完全な合意及び理解を当該プロトコル対象契約が構成する旨のプロトコル対象契約におけるいかなる表明にかかわらず、批准当事者間の各プロトコル対象契約の一部となります。

(b) **契約の除外** 本第1条(b)項の規定にかかわらず、批准当事者間の契約に関して、本プロトコルが適用されない旨を当該契約の当事者が当該契約において明示的に表明した場合又は書面により別途合意した場合、当該契約はプロトコル対象契約ではないものとします。

(c) **修正** 本プロトコルにおける事柄に関する修正、変更又は権利の放棄は、プロトコル対象契約の条項に基づいて行われた場合にのみプロトコル対象契約に関して効力を生じ、当該プロトコル対象契約の当事者間においてのみ効力を生じるものとします（書面で明示的に本プロトコルの本第3条(c)項に言及した場合にのみ、本プロトコル及び添付資料の規定を修正し又はそれらに優先します。）。

(d) **標題** 本プロトコル及び批准書において用いられる標題は、参考のためのみのものであり、本プロトコル又は批准書の構成に影響を与えるものではなく、これらの解釈の際に考慮されるものではありません。

(e) **準拠法** 批准当事者二者間において締結され又は両者のいずれか一方から他方に提供された各プロトコル対象契約に関する、本プロトコル及び各批准書は、抵触法の原則にかかわらずニューヨーク州法に準拠し、これに従って解釈されるものとします。但し、各プロトコル対象契約の修正は、当該プロトコル対象契約において準拠法として明記されている法律に準拠し、これに従って解釈され、その他適用のある抵触法の原則に従うものとします。

(f) **通知** 失効通知は書面により、不可変のPDFファイルの形式で添付してISDA (isda@isda.org) に電子メールで送付する必要があり、送付された日に有効に送付されたものとみなされます。但し、送付日にISDAのロンドン・オフィスが休業日であるか、当該通知がロンドン時間午後5時以降に送付された場合、当該通知は、ISDAのロンドン・オフィスの翌開業日に有効に送付されたものとみなされます。

(g) **顧客のためにプロトコルを批准する代理人の能力**

(i) 代理人は、以下の顧客のために、本プロトコルを批准することができます。

(A) 当該代理人が（代理人として）各規制対象組織に提供し又は（代理人として）各規制対象組織から受領した、当該代理人と各規制対象組織との間の各プロトコル対象契約（又はプロトコル対象契約が作成されたものとみなされるその他の契約）（この場合、当該代理人は業界において一般に利用可能なオンラインのプラットフォーム（例えばIHS Markitが提供するISDA Amendを含みます。）において個々の顧客を特定する必要はありません。）に列挙される全ての顧客。

(B) 業界において一般に利用可能なオンラインのプラットフォーム（例えばIHS Markitが提供するISDA Amendを含みます。）において指名され又は特定された当該代理人が代理する各顧客。

(C) 当該代理人が（代理人として）各規制対象組織に提供し又は（代理人として）各規制対象組織から受領した当該顧客と代理人と各規制対象組織との間の各プロトコル対象契約（又は、プロトコル対象契約が作成されたものとみなされるその他の契約）に列挙される全ての顧客、但し、業界において一般に利用可能なオンライン

(日本語参考訳)

のプラットフォーム（例えばIHS Markitが提供するISDA Amendを含みます。）において批准の除外対象であると指名され又は特定された顧客を除きます。

(D) 規制対象組織と締結され又は規制対象組織が提供若しくは受領した、本第3条(h)項に基づき新規顧客が追加され得る、一又は複数の代理人プロトコル対象契約を修正する目的においてのみ、当該批准時に顧客ではない本人。その場合、代理人は批准できるものの、当該批准時に顧客を特定することができません。

但し、それぞれの場合において、当該批准は、当該顧客のために当該代理人が締結し、提供し又は受領したプロトコル対象契約に関してのみ有効であり、当該顧客を批准当事者として指定することができるのみであり、規制対象組織として指定することができるものではありません。

(ii) 代理人が、第1条及び本第3条(g)項に基づき顧客のために批准書を作成し、交付することにより、当該顧客の代理人として本プロトコルを批准する場合、本プロトコル（本プロトコルの添付資料を含みます。）及び批准書における批准当事者への言及は当該顧客を指すものと解釈されます。

(h) **遵守日の後に代理人プロトコル対象契約に追加される顧客** 遵守日後に、代理人から当該規制対象組織に対して提供し又は受領した代理人と規制対象組織との間の代理人プロトコル対象契約に追加された顧客（以下、「新規顧客」といいます。）に関して、代理人及び当該規制対象組織は、当該規制対象組織と当該新規顧客との間の当該代理人プロトコル対象契約の条項は、当該代理人と当該規制対象組織との間で別段の合意がない限り、本プロトコルにより効力を生じる修正の対象となることに合意します。

(i) **プロトコル対象契約に関する代理人である批准当事者** プロトコル対象契約の代理人としてプロトコル対象契約（別紙を含みます。）を作成する批准当事者は、本プロトコルにおいて、プロトコル対象契約に関する代理人として行為することのみによって、当該プロトコル対象契約の当事者又は当該プロトコル対象契約を締結した当事者とみなされることはありません。

(j) **代理人の表明** 代理人が第3条(g)(i)(B)項、第3条(g)(i)(C)項、第3条(g)(i)(D)項に基づいて一又は複数の顧客のために本プロトコルを批准する場合又は第3条(h)項に基づいて新規顧客を追加する場合、代理人が当該顧客のために一又は複数のプロトコル対象契約を締結し、提供し又は受領した各規制対象組織に対して、当該各顧客の身元を通知する必要があります。第3条(g)項及び第3条(j)項に従って代理人が顧客の身元を規制対象組織に通知した場合、代理人が当該顧客のために一又は複数のプロトコル対象契約を締結し、提供し又は受領したその他の各規制対象組織に対して、代理人が顧客の身元を通知したと当該規制対象組織に表明したものとみなされます。

4. 定義

本プロトコル及び添付資料において言及される以下の用語は、以下に定める意味を有します。

「**批准書 (Adherence Letter)**」とは、本書の冒頭部分において当該用語に付与された定義を有します。

「**批准当事者 (Adhering Party)**」とは、本書の冒頭部分において当該用語に付与された定義を有します。

「**代理人 (Agent)**」とは、一又は複数の顧客、投資家、ファンド、勘定及び/又はその他の本人のために、その代理人として、プロトコル対象契約を締結し又はその利益を提供又は受領し、本プロトコルに関する批准書を作成し、交付する組織を意味します。また、第3条(h)に関連して、代理人は、第3条(h)に基づ

(日本語参考訳)

き新規顧客が追加され得る当該契約を修正する目的のみにおいて、第3条(g)(i)(D)項に基づいてプロトコル対象契約を締結し又はその利益を提供又は享受し、批准書を作成し、交付する組織を意味します。

「**代理人対象信用補完 (Agent Covered Credit Enhancement)**」とは、ISDAが当該規制対象組織又は当該代理人から批准書を受領した日のうち遅い方の日の前に、顧客を代理して又は顧客の利益のために、代理人と規制対象組織との間で締結され又は代理人から規制対象組織に提供され若しくは規制対象組織から代理人に対して提供された対象QFCである信用補完を意味します。但し、除外契約は代理人対象信用補完ではないものとします。

「**代理人対象契約 (Agent Covered Agreement)**」とは、ISDAが当該規制対象組織又は当該代理人から批准書を受領した日のうち遅い方の日より前に、代理人及び規制対象組織によって署名された除外契約又は信用補完以外の対象QFCを意味します。

「**代理人プロトコル対象契約 (Agent Protocol Covered Agreement)**」とは、代理人対象信用補完又は代理人対象契約を意味します。

「**年次失効日 (Annual Revocation Date)**」とは、各暦年について、当該暦年の12月31日を意味します。ある暦年の12月31日がISDAのロンドン・オフィスの開業日ではない場合、当該暦年に関する年次失効日は、ISDAのロンドン・オフィスの翌開業日となります。

「**年次失効期間 (Annual Revocation Period)**」とは、各暦年の10月1日から10月31日までの期間を意味します。

「**BHCA関連会社 (BHCA Affiliate)**」とは、(a)対象銀行に関してはOCC規制において、(b)対象組織に関してはFRB規制において、(c)対象FSIに関してはFDIC規制において、「関連会社」という用語に付与された意味を持ち、当該規制に従って解釈されるものとします。

「**CCP**」とは、FRB規制において「中央清算機関 (CCP)」という用語に付与された意味を持ちます。

「**顧客 (Client)**」とは、代理人が代理する顧客、投資家、ファンド、勘定及び/又はその他の本人を意味します。

「**遵守日 (Compliance Date)**」とは、第1条(d)(i)において当該用語に付与された意味を持ちます。

「**対象関連会社信用補完 (Covered Affiliate Credit Enhancement)**」とは、対象銀行、対象組織又は対象FSIが債務者である対象信用補完を意味します。

「**対象契約 (Covered Agreement)**」とは、批准当事者及び規制対象組織に関して、以下のものを意味します。但し、上記第1条(f)項に基づく批准当事者による失効通知を交付する権利に従うものとします。

(a) 当該規制対象組織から当該批准当事者に対して提供され又は当該批准当事者から当該規制対象組織に提供される、当該批准当事者と当該規制対象組織との間の、いずれの場合も批准当事者により実行日以前に締結される、信用補完以外の対象QFC（これに基づく全ての残存取引を含みます。）

(b) 信用補完以外の、遵守日後、カットオフ日前までに、当該批准当事者と当該規制対象組織によりISDAマスター契約が作成されるまでの間、当該批准当事者及び当該規制対象組織がISDAマスター契約を締結したものとみなされるコンファメーションを、当該批准当事者と規制対象組織が作成することにより、当該批准当事者及び当該規制対象により締結されたISDAマスター契約である対象QFC。但し、以下の場合には、当該ISDAマスター契約は、かかる同意、承認、合意、承諾その他を取得しているか、上記第2条(d)項に基づき、与えられたものとみなされない限り、対象契約とはなりません。

(日本語参考訳)

(i) 第三者信用補完又は当該ISDAマスター契約の条件に基づき、当該ISDAマスター契約を修正その他変更するために第三者の同意、承認、合意、承諾その他の行為が明示的に必要とされている場合

(ii) 当該第三者信用補完又は当該ISDAマスター契約が、当該第三者の同意、承認、合意、承諾その他の行為が伴わない当該ISDAマスター契約の修正又は変更は無効であり、当該第三者信用補完に基づく現在又は将来において負担する義務を損なうか、その他重大な悪影響を及ぼすとする条項が明示的に含まれている場合

(iii) 当該第三者の同意、承認、合意、承諾その他の行為なしに、当該ISDAマスター契約が、本プロトコルに基づき修正又は変更された場合には無効となり、当該第三者信用補完に基づく現在又は将来において負担する義務を損なうか、その他重大な悪影響を及ぼす場合

(c) 規制対象組織及び関連する顧客の代理人の双方による批准の前に、代理人及び規制対象組織により署名された代理人対象契約（これに基づく全ての残存取引及びこれに関連して締結された残存する信用補完を含みます。）

但し、除外契約は対象契約ではないものとします。

「**対象銀行 (Covered Bank)**」とは、OCC規制において「対象銀行」という用語に付与された意味を持ち、当該規制に従って解釈されます。

「**対象信用補完 (Covered Credit Enhancement)**」とは、第1条(f)に基づき失効通知を交付する批准当事者の権利を条件に、(a)実行日以前に二者の批准当事者が作成し又は当該批准当事者によって締結された対象QFCである信用補完又は(b)実行日以前にある批准当事者が作成し、別の批准当事者に対して提供した対象QFCである信用補完を意味します。批准当事者及び関連する顧客の代理としての代理人の双方による批准の前に、代理人及び批准当事者によって作成され又は代理人が作成し批准当事者に提供した若しくは批准当事者が作成し代理人に提供した代理人対象信用補完の場合には、以下を条件に、当該信用補完は、当該同意、承諾、合意、承認又はその他の行為が上記第2条(d)項に基づき取得されたか又は付与されたとみなされない限り、対象信用補完ではないものとします。さらに、除外契約は対象信用補完ではないものとします。

(a) 当該信用補完の修正又は変更のために、当該信用補完又は第三者信用補完に基づき第三者による同意、承諾、合意、承認又はその他の行為が明示的に求められること。

(b) 当該信用補完又は第三者信用補完において、第三者による同意、承諾、合意、承認又はその他の行為を伴わない当該信用補完の修正又は変更は無効であるか、当該信用補完又は当該第三者信用補完に基づく既存の又は将来の義務を損ない又はこれに悪影響を及ぼすという趣旨の明示的な文言が含まれていること。

(c) 当該信用補完が、第三者による同意、承諾、合意、承認又はその他の行為なしに本プロトコルに従って修正又は変更された場合、無効であるか、第三者信用補完に基づく既存の又は将来の義務を損ない又はこれに悪影響を及ぼすこと。

「**対象組織 (Covered Entity)**」とは、FRB規制において「対象組織」という用語に付与された意味を持ち、当該規制に従って解釈されます。

「**対象FSI (Covered FSI)**」とは、FDIC規制において「対象FSI」という用語に付与された意味を持ち、

(日本語参考訳)

当該規制に従って解釈されます。

「信用補完 (Credit Enhancement)」とは、本プロトコルの添付資料において当該用語に付与された意味を持ちます。

「信用補完書類 (Credit Support Document)」とは、批准当事者及びプロトコル対象契約に関して、その条項により当該プロトコル対象契約に基づく当該批准当事者の義務を随時担保、保証又は補完する、実行日において有効な書類であり、当該書類が、当該書類中又はプロトコル対象契約において指定されているか否かを問いません。

「カットオフ日 (Cut-off Date)」とは、第1条(c)項において当該用語に付与された意味を持ちます。

「デフォルト権 (Default Right)」とは、添付資料において当該用語に付与された意味を持ちます。

「米国規制対象組織 (Entity Subject to U.S. Regulations)」とは、対象銀行、対象組織又は対象FSIを意味します。

「除外契約 (Excluded Agreement)」とは、以下のいずれかを意味します。

- (a) (1)CCPが当事者であるか又は(2)各当事者 (米国規制対象組織を除きます。) がFMUである対象QFC
- (b) 除外外国銀行契約
- (c) 除外投資助言契約
- (d) 除外ワラント

「除外外国銀行契約 (Excluded Foreign Bank Agreement)」とは、以下の者への契約又は取引のブッキングを許容しない外国銀行契約を意味します。

- (a) 対象銀行に関して、OCC規制において定義された「連邦支店」又は「連邦代理店」
- (b) 対象組織に関して、FRB規制において定義された「米国支店」又は「米国代理店」

「除外投資助言契約 (Excluded Investment Advisory Contract)」とは、以下を意味します。

- (a) OCC規制のセクション47.8(c)(1)に記載された対象銀行に関する契約又は合意
- (b) FRB規制のセクション252.88(c)(1)に記載された対象組織に関する契約又は合意
- (c) FDCI規制のセクション382.7(c)(1)に記載された対象FSIに関する契約又は合意

「除外ワラント (Excluded Warrant)」とは、以下を意味します。

- (a) OCC規制のセクション47.8(c)(2)に記載された対象銀行に関するワラント
- (b) FRB規制のセクション252.88(c)(2)に記載された対象組織に関するワラント
- (c) FDCI規制のセクション382.7(c)(2)に記載された対象FSIに関するワラント

(日本語参考訳)

「**FDIC規制 (FDIC Regulation)**」とは、12 C.F.R. §§ 382.1-7を意味します。

「**金融機関カウンターパーティー (Financial Counterparty)**」とは、FRB規制において「金融機関カウンターパーティー」という用語に付与された意味を持ちます。

「**FMU**」とは、FRB規制において「金融市場ユーティリティ (FMU)」という用語に付与された意味を持ちます。

「**外国銀行 (Foreign Bank)**」とは、米国又は州の法律の下で組織されていない組織で、以下のいずれかを意味します。

- (a) 対象銀行である「連邦支店」又は「連邦代理店」（それぞれOCC規制において当該用語に付与された意味を持ちます。）を持つもの。
- (b) 対象組織である「米国支店」又は「米国代理店」（それぞれOCC規制において当該用語に付与された意味を持ちます。）を持つもの。

「**外国銀行契約 (Foreign Bank Agreement)**」とは、以下の(a)及び(b)との間の対象QFCを意味します。

- (a) (i)外国銀行又は(ii)外国銀行の支店又は代理店（米国以外の支店又は代理店を含みます。）
- (b) 米国規制対象組織ではない批准当事者

「**FRB規制 (FRB Regulation)**」とは、12 C.F.R. §§ 252.2, 252.81-88を意味します。

「**実行日 (Implementation Date)**」とは、第1条(d)(ii)項において当該用語に付与された意味を持ちます。

「**対象QFC (In-scope QFC)**」とは、以下の(a)又は(b)を明示的に定める適格金融契約を意味します。

- (a) 米国規制対象組織からの適格金融契約（又は当該適格金融契約における若しくはこれに基づく又はこれを担保する資産の権利又は義務）の譲渡を制限すること
- (b) 適格金融契約に関連し、米国規制対象組織に対して行使可能な一又は複数のデフォルト権を付与すること

「**ISDAマスター契約 (ISDA Master Agreement)**」とは、2002年版ISDAマスター契約、1992年版ISDAマスター契約（マルチカレンシー-クロスボーダー用）、1992年版ISDAマスター契約（ローカルカレンシー-単一法域用）、1987年ISDA金利及び通貨の交換に関する契約又は、1987年版金利スワップ契約を意味し、いずれもISDAにより公表され、また、いずれについても、契約の一部を構成するクレジット・サポート・アネックス（各契約中において定義又は指定されます。）を含みます。

「**新規顧客 (New Client)**」とは、第3条(h)項において当該用語に付与された意味を持ちます。

「**OCC規制 (OCC Regulation)**」とは、12 C.F.R. §§ 47.1-8を意味します。

「**プロトコル (Protocol)**」とは、本書の冒頭部分において当該用語に付与された意味を持ちます。

「**プロトコル営業日 (Protocol Business Day)**」とは、ロンドン及びニューヨークの両方において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済のために一般的に営業している日を意味します。

(日本語参考訳)

「プロトコル対象契約 (Protocol Covered Agreement)」とは、対象契約又は対象信用補完を意味します。

「適格金融契約 (Qualified Financial Contract)」とは、ドッド=フランク・ウォール街改革・消費者保護法のタイトルIIのセクション210(c)(8)(D) (12 U.S.C. § 5390(c)(8)(D))に定める意味と同じ意味を持ちます。

「規制対象組織 (Regulated Entity)」とは、第1条(a)項において当該用語に付与された意味を持ちます。

「失効通知 (Revocation Notice)」とは、第1条(f)項において当該用語に付与された意味を持ちます。

「セクション1除外契約 (Section 1 Excluded Agreement)」とは、

(a) 以下の(i)及び(ii)によって米国特別破綻処理制度 (FDIA) 及び米国特別破綻処理制度 (OLA) をプロトコル対象契約の準拠法の一部として指定し、

(i) プロトコル対象契約が米国又は州の法律に準拠すると明示的に定め、

(ii) 米国特別破綻処理制度 (FDIA) 及び米国特別破綻処理制度 (OLA) のいずれか又は両方又は米国特別破綻処理制度 (FDIA) 若しくは米国特別破綻処理制度 (OLA) を含む幅広い法律がプロトコル対象契約の準拠法から除外されると明示的に定めない

(b) 米国規制対象組織以外の当該プロトコル対象契約の各当事者が、以下の(i)、(ii)、(iii)、(iv)、(v)又は(vi)であるプロトコル対象契約を意味します。

(i) 州を含む米国に居住する個人

(ii) 米国又は州の法律の下で登記又は組織された企業

(iii) 主たる営業場所が州を含む米国に所在する企業

(iv) 対象銀行との間で又はこれに対して若しくはこれによって提供されたプロトコル対象契約に関しては、「米国支店」又は「米国代理店」(それぞれOCC規制において当該用語に付与された意味を持ちます。)

(v) 対象組織との間で又はこれに対して若しくはこれによって提供されたプロトコル対象契約に関しては、「米国支店」又は「米国代理店」(それぞれFRB規制において当該用語に付与された意味を持ちます。)

(vi) 対象FSIとの間で又はこれに対して若しくはこれによって提供されたプロトコル対象契約に関しては、「米国支店」又は「米国代理店」(それぞれFDIC規制において当該用語に付与された意味を持ちます。)

「セクション2除外契約 (Section 2 Excluded Agreement)」とは、

(a) 財産保全管理、倒産、清算、破綻処理又は類似手続の対象となる米国規制対象組織のBHCA関連会社と直接的、間接的に関連するプロトコル対象契約に関するデフォルト権を明示的に定めず、

(b) 米国規制対象組織のBHCA関連会社が財産保全管理、倒産、清算、破綻処理又は類似手続の対象となった時又はその後、対象関連会社信用補完、同契約における又はこれに基づく権利又は義務、同契約を担保する資産の、譲受人への譲渡を明示的に禁止せず、また、かかる譲渡が、信用補完を受ける当事者に適用される法律に違反する形で信用補完を受ける当事者を対象関連会社信用補完の受益者とする

(日本語参考訳)

場合に限ってこれを禁止する、プロトコル対象契約を意味します。

「**小規模金融機関 (Small Financial Institution)**」とは、FRB規制において「小規模金融機関」という用語に付与された意味を持ちます。

「**州 (State)**」とは、米国の州、コモンウェルス、準州若しくは領地、コロンビア特別区、プエルトリコ自治連邦区、北マリアナ諸島連邦区、米領サモア、グアム又は米領バーヂン諸島を意味します。

「**第三者 (Third Party)**」とは、第三者信用補完により補完される契約に関して、当該契約の当事者である批准当事者のいずれかを除く当該第三者信用補完の当事者を意味します。

「**第三者信用補完 (Third Party Credit Enhancement)**」とは、批准当事者及びプロトコル対象契約に関して、一又は複数の第三者（批准当事者が当該書類の当事者であるか否かを問いません。）により作成された信用補完書類であり、当該書類が、当該書類中又はプロトコル対象契約において第三者信用補完として指定されているか否かを問いません。

「**米国特別破綻処理制度 (FDIA) (U.S. Special Resolution Regime - FDIA)**」とは、添付資料において当該用語に付与された意味を持ちます。

「**米国特別破綻処理制度 (OLA) (U.S. Special Resolution Regime - OLA)**」とは、添付資料において当該用語に付与された意味を持ちます。

(日本語参考訳)

ISDA 2018年版米国破綻処理におけるステイ・プロトコルに関する 別添 1

批准書の様式

[批准当事者のレターヘッド]

[日付]

国際スワップ・デリバティブズ協会 御中

拝啓

ISDA 2018年版米国破綻処理におけるステイ・プロトコル

本書により、弊社は、国際スワップ・デリバティブズ協会（以下、「ISDA」といいます。）が2018年7月31日に公表したISDA 2018年版米国破綻処理におけるステイ・プロトコル（以下、「本プロトコル」といいます。）の批准を確認します。批准書を提出することによって、弊社が本プロトコルの批准当事者であることを確認します。本書は、他の各批准当事者と弊社との間において、本プロトコルで言及されている批准書を構成します。本プロトコルに定める定義及び規定は本批准書に適用され、弊社とその他の各批准当事者との間の各対象契約及び対象信用補完、弊社からその他の各批准当事者に対して提供された各対象契約及び対象信用補完並びにその他の各批准当事者から弊社に対して提供された各対象契約及び対象信用補完を補完し、その一部を構成します。

1. 規制対象組織の指定

規制対象組織

このボックスをチェックすることにより、弊社は、本プロトコルに関して、弊社が(1)批准当事者であり、(2)米国規制対象組織であるか米国規制対象組織である支店又は代理店を有し、本プロトコルに関して規制対象組織としての扱いを希望することを認め、合意します。

弊社は、弊社とその他の各規制対象組織との間の各プロトコル対象契約、弊社からその他の各規制対象組織に対して提供された各プロトコル対象契約及びその他の各規制対象組織から弊社に対して提供された各プロトコル対象契約において、本批准書のセクション2及び3並びに本プロトコルが、批准当事者として及び規制対象組織としての弊社（その他の各規制対象組織は弊社に関する批准当事者として扱われるものとします。）に適用されることを認め、合意します。

2. 批准当事者に関する事項

弊社は、本プロトコルにおける批准当事者として、各規制対象組織と弊社との間において、本プロトコル及び本批准書の条項に従って、本プロトコルの添付資料に定める修正が、弊社が当事者であるか信用補完の受益者又は提供者である各プロトコル対象契約に適用されることを認め、合意します。弊社は、本プロトコルの条項は、弊社から各規制対象組織に対して提供され又は各規制対象組織から弊社に対して提供された弊社と各規制対象組織との間の対象契約及び対象信用補完に適用されることを理解しています。

(日本語参考訳)

3. 規制対象組織に関する事項

弊社は、本プロトコルにおける規制対象組織として、各批准当事者と弊社との間において、本プロトコル及び本批准書の条項に従って、本プロトコルの添付資料に定める修正が、弊社が当事者であるか信用補完の受益者又は提供者である各プロトコル対象契約に適用されることを認め、合意します。弊社は、本プロトコルの条項は、弊社から各批准当事者に対して提供され又は各批准当事者から弊社に対して提供された弊社と各批准当事者との間の対象契約及び対象信用補完に適用されることを理解しています。

4. 代理人としての任命及び免責

弊社は、本プロトコルという限定した目的においてISDAを代理人として任命し、従って、この批准書又は弊社による本プロトコルの批准又はISDAに対して要求され得る行為から発生し、あるいはその他これらに関連する、いかなる請求、訴訟又は訴訟原因（契約、不法行為その他を問いません。）に係るあらゆる権利を放棄し、かつ、ISDAを免責します。

5. 支払い

各批准当事者は、この批准書の交付時又は事前に、手数料500米ドルを一括払いでISDAに対して支払います。

6. 連絡先

この批准書に関する弊社の連絡先は、以下の通りです。

名称:
住所:
電話:
ファックス:
電子メール:

弊社は、ISDAによる本書の同一証明付コピーの公表及びISDAによる本書の内容の開示について同意します。

敬具

[批准当事者]¹

<署名欄>

氏名:
役職:
署名:

(日本語参考訳)

¹ 批准当事者の正式名称を記載します。

貴社が代理人であり、一又は複数の顧客のために行為する者である場合、貴社は以下の選択肢のうちの一つを利用して批准書に署名することができます。

第一に、貴社が全ての顧客の代理人として本プロトコルを批准する権限を付与されている場合、「顧客に関して、代理人として各規制対象組織に提供し又は当該顧客のために代理人として各規制対象組織から受領した、当該各顧客に関する代理人と規制対象との間の各プロトコル対象契約（又は、プロトコル対象契約が作成されたものとみなされるその他の契約）に列挙される各ファンド、勘定又はその他の本人（それぞれ「顧客」といいます。）のための代理人として行為し、将来、新規顧客は当該各プロトコル対象契約に追加される」又は、本批准書の適用がある顧客を示しているその他の文言を署名欄に示すことができます。かかる署名欄が使用される場合、各顧客に関する個別の批准書をISDAに交付する必要はなく、業界において一般に利用可能なオンラインのプラットフォーム（例えばIHS Markitが提供するISDA Amendを含みます。）において顧客の名称が特定されることはありません。

第二に、貴社が顧客の代理人として本プロトコルを批准する権限を付与されている場合、「(a)代理人として各規制対象組織に提供し又は代理人として各規制対象組織から受領した、代理人と各規制対象組織との間の各プロトコル対象契約（又は、プロトコル対象契約が作成されたものとみなすその他の契約）に関して、業界において一般に利用可能なオンラインのプラットフォーム（例えばIHS Markitが提供するISDA Amendを含みます。）において特定された又は(b)将来、新規顧客として特定された各ファンド、勘定又はその他の本人（それぞれ、「顧客」といいます。）のために行為する」と署名欄に示すことができます。貴社は、代理人として批准する際には、該当する顧客を特定することについて責任を負います。貴社が当該顧客の名称を挙げることができないか、それを希望しない場合、当該顧客がプロトコル対象契約を締結し、提供し、受領した全ての規制対象組織に知られ、かつ認識される特定の識別番号により、貴社が批准した顧客を特定することができる場合にのみ、貴社は当該顧客について、その名称を含めずに特定の識別番号により特定することができます。貴社は、実行可能であり希望する場合には、名称及び特定の識別番号の両方を用いて顧客を特定することもできますが、これは任意であり、貴社は少なくとも名称又は特定の識別番号のいずれかを提供してください。いずれも提供しないことを選択した場合でも、本プロトコルの法的有効性及び拘束力に影響を及ぼすものではありません。

第三に、貴社が現在の顧客以外の者のために代理人として本プロトコルを批准することを希望する場合、「将来、特定される新規顧客に関して、代理人として各規制対象組織に提供し又は代理人として各規制対象組織から受領した、代理人と各規制対象組織との間の各プロトコル対象契約（又は、プロトコル対象契約が作成されたものとみなすその他の契約）を修正するために行為する」と署名欄に示すことができます。

(日本語参考訳)

ISDA 2018年版米国破綻処理におけるステイ・プロトコルに関する
別添 2

失効通知の様式

[批准当事者のレターヘッド]

[日付]

国際スワップ・デリバティブズ協会 御中

送付先: isda@isda.org

拝啓

ISDA 2018年版米国破綻処理におけるステイ・プロトコル 一年次失効日の指定

本書により、弊社は、貴社との間で締結され又は該当する当事者のために弊社が提供し又は該当する当事者が貴社及び弊社のために提供したプロトコル対象契約に関して、国際スワップ・デリバティブズ協会（以下、「ISDA」といいます。）により2018年7月31日に公表されたISDA 2018年版米国破綻処理におけるステイ・プロトコル（以下、「本プロトコル」といいます。）を批准することができる最終日として、本年の年次失効日を指定することを希望している旨を貴社に通知します。

本書は、本プロトコルにおいて言及される失効通知を構成します。

弊社は、年次失効日以降におけるISDAによるこの通知の同一証明付コピーの公表及びISDAによる本書状の内容の開示について同意します。

敬具

[批准当事者]²

<署名欄>

氏名:
役職:
署名:

² 批准当事者の正式名称を記載します。

(日本語参考訳)

貴社が代理人であり、一又は複数の顧客のために行為する者である場合、貴社は以下の選択肢のうちの一つを利用して失効通知に署名することができます。代わりに、貴社は顧客毎に失効通知を交付することができます。

第一に、貴社が全ての顧客の代理人として本プロトコルの失効通知を交付する権限を付与されている場合、以下を署名欄に示すことができます。「顧客に関して、代理人として各規制対象組織に提供し又は当該顧客のために代理人として各規制対象組織から受領した、当該各顧客に関する代理人と規制対象との間の各プロトコル対象契約（又は、プロトコル対象契約が作成されたものとみなすその他の契約）に列挙される各ファンド、勘定又はその他の本人（それぞれ、「顧客」といいます。）のための代理人として行為する」又は、本批准書の適用がある顧客を示しているその他の文言を署名欄に示すことができます。かかる署名欄が使用される場合、各顧客に関する個別の失効通知をISDAに交付する必要はなく、業界において一般に利用可能なオンラインのプラットフォーム（例えばIHS Markitが提供するISDA Amendを含みます。）において顧客の名称が特定されることはありません。

第二に、貴社が顧客の代理人として失効通知を交付する権限を付与されている場合、「代理人として各規制対象組織に提供し又は代理人として各規制対象組織から受領した、代理人と各規制対象組織との間の各プロトコル対象契約（又は、プロトコル対象契約が作成されたものとみなすその他の契約）に関して、業界において一般に利用可能なオンラインのプラットフォーム（例えばIHS Markitが提供するISDA Amendを含みます。）において特定された各ファンド、勘定又はその他の本人（それぞれ、「顧客」といいます。）のために行為する」と署名欄に示すことができます。貴社が当該顧客の名称を挙げるできないか、それを希望しない場合、当該顧客がプロトコル対象契約を締結し、提供し、受領した全ての他の批准当事者が知り、認識している特定の識別番号により、失効を行う顧客を貴社が特定することができる場合にのみ、貴社は当該顧客について、その名称を含めずに特定の識別番号により特定することができます。

ISDA 2018年版米国破綻処理におけるステイ・プロトコルの添付資料

各プロトコル対象契約は、以下のように修正されるものとします。

以下の文言が、プロトコル対象契約に追加されるものとします。

1. 破綻処理時のデフォルト権の行使

(a) **適用の範囲** 本セクション1の条項は、セクション1除外契約であるプロトコル対象契約には適用されないものとします。

(b) 特定破綻処理制度へのオプトイン

(i) **破綻処理手続係属中の相手方** 対象契約の当事者である規制対象組織が特定破綻処理制度に基づく破綻処理の対象になった場合（以下、「破綻処理手続当事者」といいます。）、以下のとおりとします。

(A) **対象契約についてのデフォルト権の行使** 対象契約又はその他の契約の規定にかかわらず、対象契約の他方の批准当事者（以下「セクション1(b)(i)ステイ当事者」といいます。）は、特定破綻処理制度の下で同等契約について有する権利と同じ限度でのみ、対象契約についてのデフォルト権を行使することができるものとします。

(B) **セクション1(b)(i)ステイ当事者による対象信用補完についてのデフォルト権の行使** 対象契約の当事者間で締結された対象信用補完、セクション1(b)(i)ステイ当事者と破綻処理手続当事者の（批准当事者である）関連組織との間で締結された対象契約に関する対象信用補完又は破綻処理手続当事者若しくはその（批准当事者である）関連組織からセクション1(b)(i)ステイ当事者に提供された対象契約に関する対象信用補完又はその他の契約の規定にかかわらず、セクション1(b)(i)ステイ当事者は、当該特定破綻処理制度の下で同等信用補完について有する権利と同じ限度でのみ、対象信用補完についてのデフォルト権を行使することができるものとします。

(C) **対象信用補完に関するセクション1(b)(i)ステイ当事者の関連組織によるデフォルト権の行使** セクション1(b)(i)ステイ当事者の（批准当事者である）関連組織と破綻処理手続当事者との間で締結された対象信用補完、セクション1(b)(i)ステイ当事者の（批准当事者である）関連組織が破綻処理手続当事者に提供した対象信用補完又はその他の契約の規定にかかわらず、関連組織は、当該特定破綻処理制度の下で同等信用補完について有する権利と同じ限度でのみ、対象信用補完についてのデフォルト権を行使することができるものとします。

(D) **対象契約の譲渡** 当該特定破綻処理制度に基づく対象契約（及び対象契約における若しくはこれに基づく権利及び債務又はこれを担保する資産）の破綻処理手続当事者の承継者に対する譲渡は、当該譲渡を禁止し、条件を付し若しくは制限することを意図する対象契約又はその他の契約の規定にもかかわらず、同等契約（及び同等契約における若しくはこれに基づく権利利益及び債務負担又はこれを担保する一切の資産）の譲渡が当該特定破綻処理制度の下で有効であるのと同様の範囲において、有効であるものとします。

(E) **対象信用補完の譲渡** 当該特定破綻処理制度に基づく対象契約の当事者間で締結され又は対象契約の一方の当事者が対象契約に関して提供した対象信用補完（及び対象信用補完における若しくはこれに基づく権利利益及び債務負担又はこれを担保する一切の資産）の破綻処理手続当事者の承継者に対する譲渡は、対象信用補完又はその他の契約における当該譲渡を禁止し、条件を付し若しくは制限することを目的とする規定にかかわらず、当該特定破綻処理制度の下で同等信用補完（及び同等信用補完における若しくはこれに基づく権利利

(日本語参考訳)

益及び債務負担又はこれを担保する一切の資産)の譲渡が有効であるのと同じ限度で有効であるものとします。

(F) **関連組織対象信用補完の譲渡** 当該特定破綻処理制度に基づく、セクション 1(b)(i)ステイ当事者の(批准当事者である)関連組織と破綻処理手続当事者との間で締結された又はセクション 1(b)(i)ステイ当事者の(批准当事者である)関連組織が対象契約に関して提供した対象信用補完(及び対象信用補完における若しくはこれに基づく権利利益及び債務負担又はこれを担保する一切の資産)の破綻処理手続当事者の承継者に対する譲渡は、対象信用補完又はその他の契約における当該譲渡を禁止し、条件を付し若しくは制限することを目的とする規定にかかわらず、当該特定破綻処理制度の下で同等信用補完(及び同等信用補完における若しくはこれに基づく権利利益及び債務負担又はこれを担保する一切の資産)の譲渡が有効であるのと同じ限度で有効であるものとします。

(ii) **破綻処理手続係属中の関連組織** 規制対象組織の関連組織が特定破綻処理制度に基づき破綻処理の対象になった場合(以下、「破綻処理手続関連組織」といいます。)、

(A) **対象契約に関するデフォルト権の行使** 対象契約またはその他の契約の規定にかかわらず、対象契約の他方の批准当事者(以下「セクション 1(b)(ii)ステイ当事者」といいます。)は、当該特定破綻処理制度の下で同等契約について有する権利と同じ範囲に限って、対象契約についてのデフォルト権を行使することができるものとします。

(B) **対象信用補完に関するデフォルト権の行使**

(I) 対象契約の当事者間の対象信用補完、セクション 1(b)(ii)ステイ当事者に提供された対象契約に関する対象信用補完又はその他の契約の規定にかかわらず、セクション 1(b)(ii)ステイ当事者は、当該特定破綻処理制度の下で同等信用補完について有する権利と同じ限度でのみ、対象信用補完についてのデフォルト権を行使することができるものとします。

(II) (批准当事者である)破綻処理手続関連組織又は対象契約の当事者である当該規制対象組織の(批准当事者である)関連組織と、セクション 1(b)(ii)ステイ当事者との間で締結された対象信用補完、(批准当事者である)破綻処理手続関連組織又は(批准当事者である)その他の当該関連組織が提供した対象契約に関する対象信用補完又はその他の契約の規定にかかわらず、セクション 1(b)(ii)ステイ当事者は、当該特定破綻処理制度の下で同等信用補完について有する権利と同じ限度でのみ、対象信用補完についてのデフォルト権を行使することができるものとします。

(C) **セクション 1(b)(ii)ステイ当事者の関連組織による対象信用補完についてのデフォルト権の行使** セクション 1(b)(ii)ステイ当事者の(批准当事者である)関連組織と対象契約におけるセクション 1(b)(ii)ステイ当事者のカウンターパーティーとの間で締結された対象信用補完、セクション 1(b)(ii)ステイ当事者の(批准当事者である)関連組織が対象契約における当該カウンターパーティーに提供した対象信用補完又はその他の契約の規定にかかわらず、セクション 1(b)(ii)ステイ当事者の関連組織は、当該特定破綻処理制度の下で同等信用補完について有する権利と同じ限度でのみ、対象信用補完についてのデフォルト権を行使することができるものとします。

(D) **対象信用補完の譲渡** 当該特定破綻処理制度に基づく、(批准当事者である)破綻処理手続関連組織とセクション 1(b)(ii)ステイ当事者との間で締結され又は(批准当事者である)破綻処理手続関連組織が提供した対象信用補完(及び対象信用補完における若しくはこれに基づく権利利益及び債務負担又はこれを担保する一切の資産)の破綻処理手続関連組織の承継者に対する譲渡は、以下と同じ限度で有効であるものとします。

(日本語参考訳)

(I) 対象信用補完又はその他の契約における当該譲渡を禁止し、条件を付し若しくは制限することを目的とする規定にかかわらず、同等信用補完（及び同等信用補完における若しくはこれに基づく権利利益及び債務負担又はこれを担保する一切の資産）の譲渡が当該特定破綻処理制度の下で有効である限度。

(II) 対象契約又はその他の契約における当該譲渡を禁止し、条件を付し若しくは制限することを目的とする規定にかかわらず、同等契約を補完する同等信用補完（及び同等信用補完における若しくはこれに基づく権利及び債務又はこれを担保する資産）の譲渡が当該特定破綻処理制度の下で有効である限度。

(iii) セクション1(b)(i)及び(ii)は、破綻処理の対象にある各規制対象組織又は当該規制対象組織の関連組織及び当該各規制対象組織又は関連組織が破綻処理の対象となる各当該特定破綻処理制度に適用されるものとします。

(c) **不発生とみなされる事由及び条件** セクション1(b)に基づき特定破綻処理制度が適用される結果として対象契約又は対象信用補完の下でデフォルト権が行使可能でない場合には、他の契約の下で当該対象契約又は対象信用補完（場合による）について期限の利益喪失事由、終了事由又は類似の事由が発生したか否か、又は継続しているか否かを決定する目的において、それらの契約において定義される当該デフォルト権を生じさせた期限の利益喪失事由、終了事由又は類似の事由は、発生、存在又は継続していないものとみなされます。但し、当該対象契約又は対象信用補完が当該特定破綻処理制度の法域の法律に準拠していたとすれば当該特定破綻処理制度の下で当該期限の利益喪失事由、終了事由又は類似の事由が当該他の契約において執行不能とされる範囲を限度とします。

(d) **対抗要件と優先順位の維持** (i)規制対象組織又はその関連組織がそれぞれ破綻処理手続当事者又は破綻処理手続関連組織である特定破綻処理制度又はその他の適用法令において、差押え、執行可能性、対抗要件又はその優先順位を含む同等契約又は同等信用補完に基づく債務の担保となる財産に対するセクション1ステイ当事者の利益が、当該特定破綻処理制度に基づく譲渡にかかわらず法の適用により保護される場合で、かつ(ii)当該特定破綻処理制度の下で譲渡された対象契約又は対象信用補完の当事者又は受益者としてのセクション1ステイ当事者が、プロトコル適用の結果、当該特定破綻処理制度が当該セクション1ステイ当事者に適用されるため、かかる法の適用による保護を享受しない場合において、関連する譲受人が当該利益の保護と同等の保護を速やかに提供しないときは、セクション1ステイ当事者は、セクション1(b)の適用がなければ保有しているデフォルト権を行使することができるものとします。本セクション1(d)は、当該対象契約又は対象信用補完に基づく債務の担保となる財産に対するセクション1ステイ当事者の利益の保護に関する一切の契約上の取り決めに対して影響を及ぼすものではありません。

2. 米国倒産手続におけるデフォルト権の行使制限

(a) **適用の範囲** 本セクション2の条項は、セクション2除外契約であるプロトコル対象契約には適用されないものとします。

(b) **米国倒産手続係属中の（信用補完提供者ではない）関係会社** 規制対象組織（以下、「直接当事者」といいます。）と別の批准当事者（以下、「セクション2ステイ当事者」といいます。）との間の対象契約又は関連する信用補完の規定にかかわらず、直接当事者の関係会社が米国倒産手続の対象となり（以下、当該関係会社を「米国倒産手続当事者」といいます。）、かつ、当該米国手続当事者が対象契約に関する信用補完提供者ではない場合、セクション2ステイ当事者は、セクション2(f)に従い、対象契約又は関連する当該信用補完に関する履行デフォルト権又は非関連デフォルト権のみを行使することができるものとし、対象契約又は関連する当該信用補完に関するその他のデフォルト権を行使することはできないものとします。

(c) **チャプター11手続係属中の信用補完提供者** 直接当事者とセクション2ステイ当事者との間の対象契約又は関連する信用補完の規定にかかわらず、米国手続当事者が対象契約に関する信用補完提供者であり、かつ、当該米国手続当事者がチャプター11手続の対象である場合（以下、当該米国手続当事者を「チャプタ

(日本語参考訳)

「11 手続当事者」といいます。) 、セクション 2 ステイ当事者は、セクション 2(f)に従い、対象契約又は関連する当該信用補完に関する履行デフォルト権又は非関連デフォルト権のみを行使することができるものとし、対象契約又は関連する当該信用補完に関するその他のデフォルト権を行使することはできないものとし、

(i) セクション2(c)デフォルト権の制限が適用される場合 セクション 2(c)におけるデフォルト権の行使の制限は、

(A) ステイ期間中及び

(B) それ以降は、チャプター11 手続当事者がステイ期間終了前に譲渡申立て又は DIP 申立てを申請した場合に限って、(場合に応じて) セクション 2(c)(ii)又は 2(c)(iii)の条件が充足される限り、適用されます。

(ii) 譲渡の条件 チャプター11 手続当事者が、譲渡申立てを申請した場合、当該譲渡申立てにおいて特定された譲受人、セクション 2 ステイ当事者及び当該セクション 2 ステイ当事者と直接当事者との間の対象契約について、

(A) ステイ期間中、当該譲受人が

(I) 財産保全管理、倒産、清算、破綻処理又は類似手続の対象にならず、かつ

(II) 各債権者に対する重要な支払及び引渡債務 (もしあれば) を全て履行しており、

(B) ステイ期間の終了時において、

(I) 譲渡申立てに関してチャプター11 手続当事者に関するチャプター11 手続の管理に係る費用及び経費の支払のために留保される資産を除くチャプター11 手続当事者の全て又は実質的に全ての資産 (又はその正味売却価値) の、当該譲渡申立てにおいて特定された譲受人に対する実務的に可能な限り速やかな譲渡又は売却を規定する命令が出され、かつ

(II) 譲渡ステイ条件が充足され、かつ

(C) ステイ期間の後において、

(I) 直接当事者は、適格契約及び類似の契約に基づく取引に関連する業務に主たる監督権限を有する規制当局によって適切に登録又は認可されており、引き続き登録又は認可され、

(II) 譲受人が破産承継会社以外の当事者である場合、当該譲受人が対象契約及びそれに関連する各信用補完に基づく信用補完提供者に適用される全ての財務遵守事項及びその他の条件を充足しており、また、引き続き充足し、かつ

(III) ステイ期間中に譲受人に譲渡された直接当事者とセクション2ステイ当事者及び直接当事者とセクション 2 ステイ当事者の関係会社との間の対象契約に関するチャプター11 手続当事者が提供する各信用補完 (及び当該信用補完における若しくはこれに基づく権利及び債務又はこれを担保する資産) に関して、譲受人は引き続き、当該信用補完に基づく債務を担保する資産に関する担保権の差押え、執行可能

(日本語参考訳)

性、対抗要件又は優先順位に関する当該信用補完における全ての規定及び遵守事項を遵守すること。

- (iii) **米国親会社 DIP 条件** チャプター11 手続当事者が DIP 申立てを申請した場合、
- (A) チャプター11 手続当事者が米国親会社であり、
- (B) ステイ期間の終了時において、DIP ステイ条件がセクション 2 ステイ当事者に関して充足され、かつ
- (C) ステイ期間の後において、直接当事者が適格契約及び類似の契約に基づく取引に関連する業務に主たる監督権限を有する規制当局によって適切に登録又は認可されており、引き続き登録又は認可されること。

(d) **他のセクション 2 ステイ当事者に対する米国親会社信用補完提供者による支払不履行に基づくデフォルト権の行使** チャプター11 手続当事者であり DIP 申立てを申請した米国親会社に関して、直接当事者との対象契約に関してデフォルト権を行使するセクション 2 ステイ当事者の権限がセクション 2(c)(i)及び(c)(iii)に従って制限される場合でも、以下の場合には当該セクション 2 ステイ当事者は当該デフォルト権を行使することができます。

- (i) 当該直接当事者が当該直接当事者との間の対象契約の条件に従って期限の到来したクローズアウト金額の支払又は引渡を怠る場合、及び
- (ii) チャプター11 手続当事者が当該対象契約に関する信用補完の条項に従って期限の到来した債務の履行を怠る場合。

(e) **FDIA 手続係属中の信用補完提供者** 直接当事者とセクション 2 ステイ当事者との間の対象契約又は関連する信用補完の規定にかかわらず、米国手続当事者が対象契約に関する信用補完提供者であり、かつ、当該米国手続当事者が FDIA 手続の対象である場合、セクション 2 ステイ当事者は、セクション 2(f)に従い、対象契約又は関連する当該信用補完に関する履行デフォルト権又は非関連デフォルト権のみを行使することができるものとし、対象契約又は関連する当該信用補完に関するその他のデフォルト権を行使することはできないものとしします。

- (i) **セクション 2(e) デフォルト権の制限が適用される場合** セクション 2(e)におけるデフォルト権の行使の制限は、
- (A) FDIA ステイ期間中及び
- (B) それ以降は、信用補完提供者とセクション 2 ステイ当事者との間の又は当該対象契約に関する信用補完提供者によって提供された対象信用補完（及び対象信用補完における若しくはこれに基づく権利及び債務又はこれを担保する資産）が、FDIA QFC 譲渡条項に従い FDIC によって譲渡された場合に限り適用されます。

(ii) **履行の留保** 当該 FDIA 手続の期間中、セクション 2 ステイ当事者は、対象契約が信用補完提供者との適格金融契約であって、信用補完と同じように扱われていれば有していた権利と同じ限度で、当該セクション 2 ステイ当事者と直接当事者との間の対象契約に関する債務の履行を留保する契約上の権利を行使することができます。

(f) **未行使のデフォルト権の制限** 直接当事者の関係会社が米国倒産手続の対象になった場合において、セクション 2(b)、2(c)又は 2(e)の結果としてセクション 2 ステイ当事者による当該直接当事者との対象契約又は関連する信用補完に関するデフォルト権の行使が認められないときは、セクション 2 ステイ当事者は、履

(日本語参考訳)

行デフォルト権を除き、米国倒産手続の開始以前に存在する、(i)対象契約については、当該米国倒産手続の開始以前に当該対象契約に関する早期終了日（対象契約に定義される「早期終了日」を含みます。）の発生又はセクション 2 ステイ当事者による指定の効果が生じておらず、又は早期終了日の発生又は指定によらず当該対象契約若しくは対象契約に基づく取引の期限の利益喪失又は終了の効果を生じた、又は(ii)関連する信用補完については、当該米国倒産手続の開始前に行使されなかった当該対象契約又は関連する信用補完に関するデフォルト権を行使できないものとします。

(g) **譲渡制限の制限** 対象契約又は信用補完のいかなる規定も、当該信用補完（及び当該信用補完における若しくはこれに基づく権利及び債務又はこれを担保する資産）のセクション 2(c)(ii)に基づく譲受人への又は FDIA QFC 譲渡条項に従った譲受人への譲渡を妨げないものとします。但し、本セクション 2(g)は、当該信用補完の譲渡の結果、セクション 2 ステイ当事者が自らに適用される法律に違反（当該信用補完に基づく支払若しくは引渡又は当該信用補完の条件の遵守が要求される国の法律の違反を含みますが、これに限りません。）して信用補完の受益者となる場合には、適用されません。

(h) **不発生とみなされる事由及び条件**（場合に応じて）セクション 2(b)、2(c)又は 2(e)の効果として対象契約又は信用補完に基づくデフォルト権が行使可能でない場合には、他の契約の下で（場合に応じて）当該対象契約又は対象信用補完について期限の利益喪失事由、終了事由又は類似の事由が発生したか否か、又は継続しているか否かを決定する目的において、それら契約において定義される当該デフォルト権を生じさせた期限の利益喪失事由、終了事由又は類似の事由は発生、存在又は継続していないとみなされるものとします。

(i) **セクション 2 の対象でない権利** 本セクション 2 は、「早期終了日」（対象契約又はその他の契約に定義されます。）の発生又は指定の効果を生じ又は直接当事者の関係会社が米国倒産手続を申請する前に当該対象契約又は早期終了日の発生又は指定によらず対象契約に基づく取引の期限の利益喪失又は終了の効果を生じたデフォルト権を含む（これに限りません。）、本プロトコルにおいて具体的に規定されていないセクション 2 ステイ当事者との又はセクション 2 ステイ当事者のための対象契約又はその他の契約に関するデフォルト権を損なうものではありません。

(j) **証明責任** セクション 2(b)、2(c)又は 2(e)に基づきセクション 2 ステイ当事者がデフォルト権を行使する権利を有するか否かを判断する目的において、セクション 2 ステイ当事者は、当該デフォルト権が行使可能であることの証明責任を負うものとします。

(k) **米国倒産手続における複数の関係会社** 直接当事者の複数の関係会社が米国倒産手続の対象である場合、セクション 2 は米国手続当事者である当該各関係会社に適用されるものとします。

3. セクション 1 及びセクション 2 に基づく手続

(a) **特定破綻処理制度の手続の対象である直接当事者** 直接当事者の関係会社がセクション 2 の適用を受ける米国手続当事者になり、かつ、直接当事者がセクション 1 の適用を受ける破綻処理手続当事者であるか又は破綻処理手続当事者になった場合、セクション 2 の別段の定めにかかわらず、セクション 2 ステイ当事者は、

(i) セクション 1 に基づき権利を有する限度においてのみ、対象契約又は関連する信用補完に関する履行デフォルト権を行使することができ、

(ii) セクション 1 及びセクション 2 に基づき権利を有する場合を除いて、当該直接当事者との当該対象契約又は関連する信用補完に関するその他のデフォルト権を行使することはできないものとします。

(b) **特定破綻処理制度の手続の対象である関係会社** 直接当事者の関係会社がセクション 2 の適用を受ける米国手続当事者になり、かつ、当該直接当事者の別の関係会社がセクション 1 の適用を受ける破綻処理

(日本語参考訳)

手続当事者になった場合、セクション 2 ステイ当事者は、セクション 1 及びセクション 2 に基づき認められる場合を除き、当該直接当事者との当該対象契約又は関連する信用補完に関するデフォルト権を行使することはできないものとします。

(c) **米国手続当事者に適用されるセクション 1** 合衆国法典タイトル 12 セクション 5388 及び施行規制及び措置 (随時改正される場合があります。) に従い、直接当事者の関係会社がセクション 2 の適用を受ける米国手続当事者になり、かつ、当該米国手続当事者がセクション 1 の適用を受ける破綻処理手続当事者であるか又は破綻処理手続当事者になった場合、セクション 1 の規定が優先します。但し、当該米国手続当事者が FDIA 手続の対象であり、セクション 1 に従った破綻処理手続当事者でもある場合、(場合に応じて) セクション 1 ステイ当事者又はセクション 2 ステイ当事者は、セクション 1 及びセクション 2 の下で認められる場合を除いて、対象契約又は関連する信用補完に関するその他のデフォルト権を行使することはできないものとします。

4. 有効性

(a) 単一当事者選択規定

(i) セクション 1 のオプトアウト

(A) **SRR 規制による制限** 規制対象組織 (以下、「X」といいます。) が 2018 年 1 月 1 日までに特定破綻処理制度に関する SRR 規制制限の対象になっていない場合、その他の批准当事者 (以下、「Y」といいます。) は、X 及び X の主たる規制当局に書面で通知することによって、当該特定破綻処理制度が X と Y の間において X 又はその関連組織に関する特定破綻処理制度に該当しないと選択することができるものとします。当該選択の効力は、Y が書面で撤回を通知するまで存続するものとします。疑義を避けるために付言すると、各米国規制対象組織は、2018 年 1 月 1 日までに、米国特別破綻処理制度 (FDIA) 及び米国特別破綻処理制度 (OLA) に関する SRR 規制制限の対象になっているものとみなされます。

(B) **特定破綻処理制度に対する修正** 批准当事者 (以下、「X」といいます。) が、第一批准日以降に、適用されるステイ (又はステイの強制) の期間、ステイの適用期間における当事者の義務、ネットィング又は相殺の措置の取り扱い、債権の優先順位に関連する特定破綻処理制度に対する修正 (一般の無担保債権者に対して預金者を優先する銀行に関連する修正を除きます。) が、適格契約又は関連する信用補完についてのデフォルト権を行使する能力に重大な影響及び悪影響を及ぼすと誠実に判断する場合、X は、当該特定破綻処理制度の下で破綻処理の適用を受けるその他の批准当事者 (以下、「Y」といいます。) 及び Y の主たる規制当局に対して書面で通知 (以下、「特定破綻処理制度通知」といいます。) することによって、X のデフォルト権を行使する能力が重大な悪影響を受けた適格契約に関し、当該特定破綻処理制度が両者の間で Y 又はその関連組織に関する特定破綻処理制度該当しないと選択することができるものとします。米国特別破綻処理制度 (FDIA) に関する特定破綻処理制度通知の場合、セクション 2(e) は X と Y の間では適用されません。当該選択の効力は、X が書面で撤回を通知するまでは存続するものとします。

(ii) **オプトアウトの制限** 本セクション 4(a) に基づくセクション 1 のオプトアウトは、本プロトコルに基づく批准当事者の選択により影響された対象契約又は対象信用補完が (場合に応じて) FDIC 規制、FRB 規制及び OCC 規制の要件を充足し続ける限度においてのみ効力を有するものとします。

(iii) **選択及びオプトアウトのタイミング** 批准当事者は、その他の批准当事者に関して、当該その他の批准当事者又はその関係会社が (場合に応じて) 破綻処理手続当事者、破綻処理手続関連組織又は米国手続当事者になった後に、本セクション 4(a) に基づく選択をしない場合があります。

(日本語参考訳)

(b) **日本特別破綻処理制度にオプトインする条件** 本添付資料における別段の定めにかかわらず、日本特別破綻処理制度に関する本添付資料のセクション 1(b)の規定は、破綻処理の開始時に日本の破綻処理当局、内閣総理大臣又は金融担当大臣が以下のいずれかを公表しない限り、対象契約に適用されないものとします。

- (i) (場合に応じて) 対象契約及び関連する信用補完が承継者に譲渡されること又は
- (ii) (場合に応じて) 対象契約及び関連する信用補完に関して日本の破綻処理当局が発動した一時的なステイの期間が日本において2営業日を超えないこと。

5. 雑則

(a) **当事者の認識** 各批准当事者は、対象契約、対象信用補完又は当事者間の他の契約におけるデフォルト権及び譲渡制限若しくは批准当事者の利益のために規定されたデフォルト権及び譲渡制限が、特定の状況において、本添付資料及び適用される各特定破綻処理制度の下で規定される限度で、制限され、一時的若しくは恒久的にステイの対象となり又は執行不能になる場合があることを認識しこれに同意します。

(b) 通知の交付

- (i) セクション4に基づき対象契約の一方の批准当事者から、対象契約の他方の批准当事者に交付される通知は、対象契約の通知規定に従って当該通知を交付することによって、その効力が生じるものとします。
- (ii) セクション4に基づき対象契約の一方の批准当事者から、当該信用補完提供者によって補完される義務に係る対象契約の他方の批准当事者の信用補完提供者に交付される通知は、対象契約の通知規定に従って当該通知を当該他方の批准当事者に交付することによって、その効力が生じるものとします。

(c) **清算機関の規則及び規制** 清算対象顧客取引に関してのみ、セクション1又はセクション2の規定は、その適用が該当する清算機関の規則又は規制に違反する場合には、当該規則及び規制が適用法令の下で執行可能であることを条件に、対象契約又は関連する信用補完に適用されないものとします。

(d) **その他の法律の適用性** 本プロトコルに基づく対象契約又は信用補完に関する修正は、批准当事者が服すべき法律の効力に影響を有しないものとします。

(e) 特定の外国銀行契約の修正

(i) ISDA マスター契約である外国銀行契約に関して、当該 ISDA マスター契約において、ISDA マスター契約のセクション 10(b)の目的において指定された「事務所 (ISDA マスター契約において定義されます。)」に、

(A) 対象銀行に関しては、OCC 規制においてそれぞれの意味が定義される「連邦支店」又は「連邦代理店」又は

(B) 対象組織に関しては、FRB 規制においてそれぞれの意味が定義される「米国支店」又は「米国代理店」が含まれない場合には、

当事者は、当該 ISDA マスター契約において定義される「取引」が、(場合に応じて) 当該連邦支店、連邦代理店、米国支店又は米国代理店にブックリングすることが認められないことに合意します。

(ii) ISDA マスター契約でない外国銀行契約に関して、当該契約において

(日本語参考訳)

- (A) 当該契約に基づく契約又は取引が、
- (I) 対象銀行に関しては、OCC 規制においてそれぞれの意味が定義される「連邦支店」又は「連邦代理店」又は
- (II) 対象組織に関しては、FRB 規制においてそれぞれの意味が定義される「米国支店」又は「米国代理店」においてブッキング可能であることが明示的に規定されておらず、
- (B) 契約において（事務所又はその他として）（場合に応じて）当該連邦支店、連邦代理店、米国支店又は米国代理店が明示的に列挙されておらず、
- (C) （場合に応じて）当該連邦支店、連邦代理店、米国支店、は米国代理店を契約の当事者として明示的に特定していない場合には、

当事者は、契約又は取引を、（場合に応じて）当該連邦支店、連邦代理店、米国支店又は米国代理店にブッキングすることが認められないことに合意します。

6. 定義

本添付資料において、

「**関係会社 (Affiliate)**」とは、ある組織（以下、「X」といいます。）について、

- (a) X による直接的若しくは間接的な支配を受けるその他の組織、X を直接的若しくは間接的に支配する組織又は X と直接的若しくは間接的に共通の支配下にある組織及び
- (b) 特定破綻処理制度の下での破綻処理又は米国倒産手続に基づき、当該組織又は X の所有権の直接的若しくは間接的な譲渡がなければ、(a)項に基づき X の関係会社である他の組織を意味します。

「**破産承継会社 (Bankruptcy Bridge Company)**」とは、チャプター11手続当事者の資産の譲受人となる目的において設立された組織を意味します。当該資産の終局的な経済的利益は当該チャプター11手続当事者の財産に加算され又はその利益になるものの、チャプター11手続当事者又は当該チャプター11手続当事者の債権者若しくは関係会社によって支配されておらず、譲渡申立てによって企図される取引の効力を生じた後に支配されることにはなりません。

「**BRRD**」とは、2014年5月15日付けの欧州議会及び理事会の指令2014/59/EUを意味します。

「**営業日 (Business Day)**」とは、ある法域に関して、当該法域において商業銀行が一般に営業（外国為替取引及び外貨預金を含みます。）を行なっている日を意味します。

「**チャプター7手続 (Chapter 7 Proceedings)**」とは、直接当事者の関係会社に関して、随時改正される米国破産法チャプター7に基づく、当該関係会社による自己申立てに伴い開始される手続を意味し、チャプター7の第三者申立ての場合には、当該関係会社に関する救済命令の申請に伴い開始される手続を意味します。

「**チャプター11手続 (Chapter 11 Proceedings)**」とは、直接当事者の関係会社に関して、随時改正される米国破産法チャプター11に基づく、当該関係会社による自己申し立てに伴い開始される手続を意味し、チャプター11の第三者申立ての場合には、当該関係会社に関する救済命令の申請に伴い開始される手続を意味します。

「**清算対象顧客取引 (Cleared Client Transaction)**」とは、対象契約の一部を構成する取引を意味し、当該

(日本語参考訳)

取引に関して、清算参加者として行為する一方の当事者と清算機関との間に関連する清算取引が存在します。

「**清算参加者 (Clearing Member)**」とは、清算機関を通じて清算対象顧客取引に関連する取引を清算する清算機関の参加者である批准当事者を意味します。

「**クローズアウト金額 (Close-out Amount)**」とは、対象契約において、信用補完又はその他の引き渡し可能な資産を含む、当該対象契約の期限の利益喪失、終了又はその他クローズアウトの結果としてその条項に従って支払うべき金額を意味します。

「**クローズアウト・ステイ (Close-out Stay)**」とは、「債権者保護措置」の定義において当該用語に付与された定義を有します。

「**支配 (Control)**」とは、ある組織に関して、議決権の過半数を所有することを意味します。但し、破産承継会社に関して、当該過半数の議決権を行使する権利が当該所有者によって支配されない受託者又は第三者に属する場合、議決権の過半数の所有者は支配権を有さないものとします。

「**信用補完 (Credit Enhancement)**」とは、適格契約に関して、適格契約に関連する、適格契約の当事者又はその関係会社によって提供される信用向上又は信用補完の取り決めを意味し、保証、適格契約に基づく債務を補完する担保契約（質権、担保権、抵当権又は担保若しくは所有権移転の取り決めに関するその他の担保権を含みます。）、信託若しくは類似の取り決め、信用状、証拠金移転若しくは類似の取り決めを含み、それぞれの場合、当該信用補完が適格契約に関連する範囲に限ります。ISDAマスター契約である適格契約に関しては、1995年クレジット・サポート・ディード（双方差入型一担保権）を意味します。

「**信用補完提供者 (Credit Enhancement Provider)**」とは、対象契約を補完する信用補完に関する債務者又は譲渡人を意味します。

「**債権者保護命令 (Creditor Protection Order)**」とは、チャプター11手続当事者であり、DIP申立てを申請した米国親会社、直接当事者、セクション2ステイ当事者及び対象契約に関して、

(a) 当該チャプター11手続当事者に関するチャプター11手続の開始の前に発生し未履行の又は当該開始に伴い期限が到来した、当該対象契約に関する信用補完に基づく当該チャプター11手続当事者の債務から生じる当該セクション2ステイ当事者の請求権について、管理費としての地位を認め（但し、債権者保護命令において、当該信用補完の下での当該チャプター11手続当事者の債務に関する当該セクション2ステイ当事者の管理費に係る請求権は、信用補完の下で生じていない管理費に係る請求権の支払に劣後すると決定される場合があります。セクション2ステイ当事者の当該管理費に係る請求権は、(i)その他の管理費に係る請求権の一部又は全部が支払われたか、現金にて全額提供された後、及び(ii)(i)項を充足した後にチャプター11手続当事者が信用補完に係る請求権を弁済するために十分な利用可能な現金を有している場合に、現金によってのみ支払われるべきという決定を含みます。）、

(b) 当該直接当事者が対象契約に基づくセクション2ステイ当事者に対する重大な債務を履行しなかった場合又はチャプター11手続当事者が直接当事者とセクション2ステイ当事者との間の当該対象契約を補完する信用補完に基づくセクション2ステイ当事者に対する重大な債務を履行しなかった場合、セクション2ステイ当事者が、それぞれ該当する契約の条項に従って、当該対象契約を終了し、又は当該対象契約若しくは対象信用補完に基づく相殺若しくはネットティング、担保若しくはその他の信用補完の権利に関する権利を、米国破産裁判所の承認を求めず直ちに行使することができる旨、及び、チャプター11手続当事者が上記(a)項に従い当該信用補完に基づく義務を履行することができる旨を定め、かつ

(c) (i)直接当事者が、当該直接当事者その他のセクション2ステイ当事者との間の対象契約の条項に従って、期限到来時にクローズアウト金額の支払又は引渡を怠った場合、及び(ii)チャプター11手続当事者が、当該対象契約に関する信用補完に基づき、期限到来時にその債務の履行を怠った場合、セクション2ステイ当事者が、当該セクション2ステイ当事者と直接当事者との間の対象契約又はチャプター11手続当事者

(日本語参考訳)

が提供した当該対象契約を補完する信用補完に基づく相殺若しくはネットティング、担保若しくはその他の信用補完の権利に関する権利を、米国破産裁判所の承認を求めず直ちに行使することができる旨、及び、チャプター11 手続当事者が上記(a)項に従い当該信用補完に基づく義務を履行することができる旨を定める内容の裁判所の命令を意味します。

「債権者保護措置 (Creditor Safeguards)」とは、以下を規定する、破綻処理の文脈における債権者保護を意味します。

(a) 債権者は、適格契約及び信用補完に関して、債権者の国籍、所在地若しくは居住地又は請求が支払われる法域に基づいて、互いに又は対象契約及び対象信用補完又は類似の契約若しくは債務に関するその他の債権者との間で、異なる扱いを受けないこと、

(b) 破綻処理に基づくデフォルト権は、場合によっては行政機関の裁量に基づき、破綻した金融会社との対象契約及び対象信用補完に関して、一時的又は恒久的に留保され、取り消され、失効し又は制限され、またその可能性があること（以下、「クローズアウト・ステイ」といいます。）。但し、

(i) 一時的なクローズアウト・ステイに関しては、

(A) 当該一時的なクローズアウト・ステイの期間は2営業日を超えず、

(B) 当該一時的なクローズアウト・ステイの間中は、当該法律には以下の要請のいずれか又は両方が含まれます。

(I) 破綻した金融会社の当該対象契約及び対象信用補完に基づく全ての支払及び引渡の債務は履行されなければならないこと又は

(II) 当該対象契約及び対象信用補完に基づく両当事者の全ての支払及び引渡の債務は、当該クローズアウト・ステイの終了まで繰延べられること。

(ii) クローズアウト・ステイに関しては、

(A) 契約に基づくか否かを問わず、当該対象契約に基づいて記録された取引に関連する債務（関連する信用補完の取り決めから生じる債務を含みます。）及び対象信用補完（関連する信用補完の取り決めから生じる債務を含みます。）に関連する債務をネットティング又は相殺する全ての権利（その他の契約、合意又は文書を参照することによって付与された権利並びに法律、民法、規制及び慣習法に基づき付与された権利を含みますが、これらに限りません。）は、引き続き完全に有効であり、

(B) 破綻した金融会社又は譲受人は、破綻した金融会社が当該法律に基づき権限の行使の対象になる直前に債務を負っていた範囲において、当該対象契約及び対象信用補完に関して引き続き債務を負っており、

(C) 破綻した金融会社の全ての又は実質的に全ての資産が行政機関によって譲受人に譲渡された場合、破綻処理に基づくデフォルト権は、当該譲受人に譲渡されない当該対象契約及び対象信用補完に関して行使可能になり、

(D) 破綻した金融会社又は当該対象契約及び対象信用補完が行政機関によって譲受人に譲渡される場合にはその譲受人は、(1)業務の継続的な履行のために適用法令の下で必要な全ての重要な規制上の認可及び登録を維持し、かつ、該当する場合、適法に存続しており、(2)バランスシート上で負債を超える資産を有しており、(3)当該対象契約及び対象信用補完

(日本語参考訳)

に関する債務を期限到来時に履行することが可能であり及び(4)破綻処理手続の開始直前に破綻した金融会社と少なくとも同程度の信用力を有しており、

(E) 当該対象契約及び対象信用補完が譲渡される場合、(1)ネットティング又は相殺する権利は、契約に基づくか否かを問わず、譲渡人に適用される法律及び規制と実質的に同じ範囲で、譲受人に適用される法律及び規制の下で執行可能であり、(2)譲受人に適用される金融会社の破綻処理の法律及び規制の下での破綻処理に基づくデフォルト権の制限は、譲渡人に適用される範囲を大きく上回らず、

(F) 当該クローズアウト・ステイは、(1)破綻処理に基づくデフォルト権ではないデフォルト権又は(2)以後の独立した破綻処理手続から生じるデフォルト権には適用されません。

「デフォルト権 (Default Right)」とは、対象契約又は信用補完に関して、

(a) 契約に基づくか否かを問わず、当該契約又は取引を清算、終了、解約、制限又は期限前終了し、これらにおいて支払うべき金額を相殺又はネットティングし（同一日における支払のネットティングに関連する権利を除きます。）、担保若しくはその他の信用補完又はこれらに関連する資産に関する救済権を行使し（資産の売買を含みます。）、これらに基づく又は関する支払又は引渡を要求し（担保又は証拠金の価値の変動又は経済的エクスポージャーの金額の変動のみに起因する契約条項の権利又は作用を除きます。）、これらに基づく支払又は履行を停止、延期又は繰り延べし、これらに基づく当事者の義務を修正する当事者の権利（その他の契約、合意又は文書を参照することによって付与された権利並びに法律、民法、規制及び慣習法に基づき付与された権利を含みますが、これらに限りません。）又は類似の権利及び

(b) 当事者に他方の当事者又はカストディアンに対して差し入れた担保又は証拠金の返還を要求する権利を付与するか又は担保若しくは証拠金を再利用する譲受人の権利（当該権利が事前に存在していた場合。）を修正する、これらに基づくエクスポージャーに関して提供しなければならない担保又は証拠金の金額を変化させる（当初証拠金、信用極度額、変動証拠金、最低引渡担保額、担保の証拠金相当額又は類似の金額の変化による場合を含みます。）権利又は契約上の規定を意味し、それぞれの場合、担保又は証拠金の価値の変動又は経済的エクスポージャーの金額の変動のみに起因する契約条項の権利又は作用を除きます。

但し、セクション2に関して、「デフォルト権」という用語には、要求に応じて又はその裁量によって特定のタイミングに又は随時、理由を示すことなく当事者に契約を終了することを認める契約に基づく権利は含まれません。

デフォルト権の「行使」又はデフォルト権を「行使する」権利への言及には、デフォルト権の自動的な行使又はみなし行使を含むものとします。

「DIP申立て (DIP Motion)」とは、チャプター11手続当事者となる直接当事者の米国親会社に関して、当該米国親会社が申請し、一又は複数の対象契約を補完する信用補完に関して、当該米国親会社がチャプター11手続当事者になる直前に当該信用補完に関して負担していた債務と同一の範囲において、米国親会社の債務を存続させる申立てを意味します。

「DIPステイ条件 (DIP Stay Conditions)」とは、直接当事者、当該直接当事者の米国親会社でありDIP申立てを申請したチャプター11手続当事者及びセクション2ステイ当事者に関して、

(a) 直接当事者とセクション2ステイ当事者との間の対象契約及び当該直接当事者と当該セクション2ステイ当事者の各関係会社との間の各対象契約を補完するために提供された各信用補完に関して、当該米国親会社がチャプター11手続当事者になる直前に負担していた債務と同じ範囲において、直接当事者の当該米国親会社の債務の存続を求める命令が交付され、

(日本語参考訳)

(b) 上記(a)項に定める各信用補完に関する債権者保護命令が、当該セクション 2 ステイ当事者及び当該各関係会社の利益のために交付されることを意味します。

「**直接当事者 (Direct Party)**」とは、セクション2(b)において当該用語に付与された定義を有します。

「**適格契約 (Eligible Agreement)**」とは、除外契約ではない適格金融契約を意味します。

「**同等契約 (Equivalent Agreement)**」とは、対象契約及び特定破綻処理制度に基づく破綻処理に関して、対象契約と同一の条項を有するものの、当該特定破綻処理制度の法域の法律に準拠する適格契約を意味します。但し、

(a) 当該特定破綻処理制度の法域が英国の場合、当該準拠法は英国法であるものとし、

(b) 当該特定破綻処理制度の法域が米国の場合、当該準拠法はニューヨーク州法であるものとします。

「**同等信用補完 (Equivalent Credit Enhancement)**」とは、対象信用補完及び特定破綻処理制度に基づく破綻処理に関して、対象信用補完と同一の条項を有するものの、当該特定破綻処理制度の法域の法律に準拠する適格契約を意味します。但し、

(a) 当該特定破綻処理制度の法域が英国の場合、当該準拠法は英国法であるものとし、

(b) 当該特定破綻処理制度の法域が米国の場合、当該準拠法はニューヨーク州法であるものとします。

「**FDIA**」とは、米国連邦預金保険法及び施行規制及び措置（随時改正される場合があります。）を意味します。

「**FDIA 手続 (FDIA Proceedings)**」とは、直接当事者の関係会社に関して、FDICが当該関係会社の管財人に選任された時点で開始するFDIAに基づく手続を意味します。

「**FDIA QFC 譲渡条項 (FDIA QFC Transfer Provisions)**」とは、FDIA セクション11(e)(9)及び(10)並びに施行規制及び措置（随時改正される場合があります。）を意味します。

「**FDIA ステイ 期間 (FDIA Stay Period)**」とは、FDIA 手続における米国手続当事者に関して、当該米国手続当事者との適格金融契約の当事者が、FDIA セクション11(e)及び施行規制及び措置（随時改正される可能性があります。）に従って当該適格金融契約を終了、清算又はネットィングする当該当事者の権利を行使できない期間を意味します。

「**FDIC**」とは、米国連邦預金保険機構を意味します。

「**第一批准日 (First Adherence Date)**」とは、ISDAが批准当事者から本プロトコルに関する批准書を受諾した最初の日を意味します。

「**フランス特別破綻処理制度 (French Special Resolution Regime)**」とは、リングフェンシング規定を除く、フランス通貨金融法のL613条-34から63及びR613条-40から79及び施行規制及び措置（随時改正される可能性があります。）を意味します。但し、同法のL511条-41-3、L511条-41-5、L612条-32、L612条-33、L612条-34、L613条-36、L613条-41からL613条-43-1及びL613条-48からL613条-48-5に言及する限りにおいて、同法のL613条-45-1、Iを除き、BRRD第59条1(b)に定める状況において行使される同法のL613条-48、Iにおいて言及される関連の資本証券を償却又は転換する権限の行使に言及する限りにおいて同法のL613条-45-1、Iを含みます。

「**ドイツ特別破綻処理制度 (German Special Resolution Regime)**」とは、リングフェンシング規定を除く、(a)ドイツ再建破綻処理法 (*Sanierungs- und Abwicklungsgesetz*)、(b)ドイツ信用機関再編法 (*Kreditinstitute-Reorganisationsgesetz*) 及び(c)ドイツカバードボンド法 (*Pfandbriefgesetz*) のセクション36a (セクション30

(日本語参考訳)

から36までと合わせるものとします。)並びに施行規制及び措置(随時改正される可能性があります。)を意味します。但し、ドイツ特別破綻処理制度には、ドイツ再建破綻処理法(*Sanierungs- und Abwicklungsgesetz*)のセクション2(3)、37号に定義される「危機予防措置(*Krisenpräventionsmaßnahme*)」の行使に関連する範囲において、BRRD第59条1(b)に定める状況において行使される関連の資本証券を償却又は転換する権限の行使を除いて、ドイツ再建破綻処理法(*Sanierungs- und Abwicklungsgesetz*)のセクション82から84、144及び169は含まれないものとします。疑義を避けるために付言すると、添付資料のセクション1(b)の規定は、該当する場合、破綻処理の対象組織から批准当事者に対する対象契約又は対象信用補完に関して、支払に関するモラトリアムの適用及びドイツ銀行法(*Kreditwesengesetz*)のセクション46(1)、第2文(4)号の意味における処分に関しては適用されません。

「**特定破綻処理制度 (Identified Regime)**」とは、セクション4(a)に従い、フランス特別破綻処理制度、ドイツ特別破綻処理制度、日本特別破綻処理制度、スイス特別破綻処理制度、英国特別破綻処理制度、米国特別破綻処理制度(FDIA)及び米国特別破綻処理制度(OLA)を意味します。

「**特定破綻処理制度通知 (Identified Regime Notice)**」とは、セクション4(a)(i)(B)において当該用語に付与された定義を有します。

「**日本破綻処理制度 (Japanese Special Resolution Regime)**」とは、リングフェンシング規定を除く、預金保険法(昭和46年法律第34号、その後の改正を含みます。)及び施行規制及び措置(随時改正される場合があります。)の規定を意味します。

「**親会社 (Parent)**」とは、批准当事者に関して、当該批准当事者に適用される特定破綻処理制度に基づき設立された終局的な親会社及び異なる場合は当該批准当事者の終局的な親会社を意味します。

「**チャプター11手続当事者 (Party in Chapter 11 Proceedings)**」とは、セクション2(c)において当該用語に付与された定義を有します。

「**破綻処理手続当事者 (Party in Resolution)**」とは、セクション1(b)(i)において当該用語に付与された定義を有します。

「**米国手続当事者 (Party in U.S. Proceedings)**」とは、セクション1(b)において当該用語に付与された定義を有します。

「**履行デフォルト権 (Performance Default Right)**」とは、以下の結果として生じる、対象契約又は関連する信用補完に関するデフォルト権(米国倒産手続の開始時に存在するデフォルト権を含みますが、(i)対象契約の場合は、当該米国倒産手続の開始前に、当該対象契約に関する早期終了日(対象契約に定義される「早期終了日」を含みます。)の発生又はセクション2ステイ当事者による指定を生じさせなかったか、当該対象契約又はそれに基づく取引の期限の利益喪失又は終了を生じさせたもの、(ii)関連する信用補完の場合は、米国倒産手続の開始前に行使されていないものとします。)を意味します。

- (a) 直接当事者が、財産保全管理、倒産、清算、破綻処理又は類似手続の対象になること
- (b) 対象契約(疑義を避けるために付言すると、対象契約の一部を構成するクレジット・サポート・アネックスを含みます。)、信用補完又は当該当事者間の関連契約に基づき、それらの条項に従ってセクション2ステイ当事者に対する支払又は引渡の債務を直接当事者が履行しないこと
- (c) 当該対象契約の信用補完に基づくセクション2ステイ当事者に対する支払又は引渡の債務を、対象契約における信用補完提供者又はその承継者が当該信用補完の条項に従って履行しないこと

「**主たる規制当局 (Primary Regulator)**」とは、規制対象組織に関して、当該組織の親会社に対して主たる監督権限を有する規制機関を意味し、異なる場合、当該組織に対して主たる監督権限を有する規制機関を意

(日本語参考訳)

味します。

「**関連契約 (Related Contract)**」とは、直接当事者及びセクション2ステイ当事者に関して、債務不履行、期限の利益喪失事由又は類似の条項若しくは事由（表現を問いません。）の発生が当該当事者間の対象契約（例えば、ISDAマスター契約において「指定取引」又は「指定債務」（ISDAマスター契約に定義されます。）として特定される契約を含みます。）においてデフォルト権を生じさせる契約を意味します。

「**関連組織 (Related Entity)**」とは、批准当事者及び対象契約又は対象信用補完に関して、(i)批准当事者の各親会社及び(ii)(A)対象契約において「信用補完提供者」として特定されるか、対象契約又は対象信用補完に基づく批准当事者の債務に関する信用補完を提供する関係会社又は(B)「指定組織」として特定されるか、対象契約又は対象信用補完の下でデフォルト権を行使できるタイミングを決定する目的において、対象契約又は対象信用補完において指定される（指定組織のカテゴリーの一部として指定される場合を含みます。）関係会社を意味します。

「**破綻処理手続関連組織 (Related Entity in Resolution)**」とは、セクション1(b)(ii)において当該用語に付与された定義を有します。

「**破綻処理 (Resolution)**」とは、規制対象組織又は当該規制対象組織の関連組織に関して、当該規制対象組織又は関連組織の潜在的な破綻に対処するための特定破綻処理制度に基づく権限の行使を意味します。

「**破綻処理当局 (Resolution Authority)**」とは、特定破綻処理制度に関して、当該特定破綻処理制度の下で権限を行使する責任を負うと指定された各行政機関を意味します。

「**破綻処理に基づくデフォルト権 (Resolution-based Default Right)**」とは、以下の理由によって直接的又は間接的に生じるデフォルト権を意味します。

- (a) 任意の組織又は当該組織の関係会社の財務状況又は倒産
- (b) 任意の組織又は当該組織の関係会社が倒産制度若しくは破綻処理制度又はその当局による権限の行使の対象になること
- (c) 任意の組織又は当該組織の関係会社に関して、管理人、仮清算人、保全人、財産保全管理人、管財人又はその他類する者が選任されたこと
- (d) 任意の組織又は当該組織の関係会社の資産又は債務が承継者に譲渡されたこと

「**リングフェンシング規定 (Ring-fence Provisions)**」とは、

- (a) 複数の支店又は事務所を通じて当該組織のその他の支店又は事務所とは別に営業する組織の一又は複数の支店又は事務所の清算又は
- (b) 複数の支店又は事務所を通じて当該組織のその他の支店又は事務所とは別に営業する組織の一又は複数の支店又は事務所の、債権者保護措置の各要素を完全に満たさない破綻処理（但し清算ではありません。）を規定する、任意の法域の法律を意味します。

「**セクション1(b)(i)ステイ当事者 (Section 1(b)(i) Stayed Party)**」とは、セクション1(b)(i)(A)において当該用語に付与された定義を有します。

「**セクション1(b)(ii)ステイ当事者 (Section 1(b)(ii) Stayed Party)**」とは、セクション1(b)(ii)(A)において当該用語に付与された定義を有します。

「**セクション1ステイ当事者 (Section 1 Stayed Party)**」とは、場合に応じて、セクション1(b)(i)ステイ当事

(日本語参考訳)

者及びセクション1(b)(ii)ステイ当事者を意味します。

「セクション2ステイ当事者 (Section 2 Stayed Party)」セクション2(b)において当該用語に付与された定義を有します。

「SIPA手続 (SIPA Proceedings)」とは、直接当事者の関係会社に関して、当該関係会社に関する随時改正される証券投資家保護法 (以下、「SIPA」といいます。) に基づく手続を意味します。

「SRR規制制限 (SRR Regulatory Restrictions)」とは、批准当事者及び特定破綻処理制度に関して、少なくとも(i)規制対象組織が、当該契約に基づき契約書が作成された取引の締結を、当該契約が当該規制対象組織又は関連組織に適用される特定破綻処理制度の法域の法律に準拠しない場合、当該契約のカウンターパーティーが破綻処理に基づくデフォルト権の行使について、当該権利の行使が適用される特定破綻処理制度の法域の法律に準拠する規制対象組織との類似取引に関して適用される特定破綻処理制度の下で制限されるのと同じ範囲において、制限することに合意しない限り、直接的又は間接的に禁止する効果を有し又は(ii)当該契約に基づき契約書が作成された取引に関する規制対象組織に対して、当該契約が当該規制対象組織又は関連組織に適用される特定破綻処理制度の法域の法律に準拠しない場合、直接的又は間接的に、当該契約のカウンターパーティーに対して、当該権利の行使が適用される特定破綻処理制度の法域の法律に準拠する規制対象組織との類似取引に関して適用される特定破綻処理制度の下で制限されるのと同じ範囲において、破綻処理に基づくデフォルト権の行使を制限することに対する合意及び/又は認識を確保するよう求める効果を有する、法律、規制又はその他の拘束力を有する措置を意味します。

「ステイ期間 (Stay Period)」とは、チャプター11手続当事者に関して、関連するチャプター11手続の開始時から(a)当該チャプター11手続の法域における翌営業日の午後5時 (東部時間) と(b)当該チャプター11手続開始後48時間のうち遅い方の時間までの期間を意味します。

「スイス特別破綻処理制度 (Swiss Special Resolution Regime)」とは、リングフェンシング規定を除く、(a)1934年11月8日銀行及び貯蓄銀行に関するスイス連邦法 (*Bundesgesetz über die Banken und Sparkassen; SR 952.0*) のチャプター24及びセクション11 (*Massnahmen bei Insolvenzgefahr*)、(b)2012年8月30日銀行及び証券会社の倒産に関するスイス連邦市場監督当局の布告 (*Verordnung der Eidgenössischen Finanzmarktaufsicht über die Insolvenz von Banken und Effekthändlern; SR 952.05*) 及び(c)2015年6月19日スイス金融市場インフラ法 (*Bundesgesetz über die Finanzmarktinfrastrukturen und das Marktverhalten im Effekten- und Derivatehandel*) のタイトル2チャプター8 (*Insolvenzrechtliche Bestimmungen*) 並びに施行規制及び措置 (随時改正される場合があります。) を意味します。

「譲渡申立て (Transfer Motion)」とは、チャプター11手続当事者が、チャプター11手続における管理に係る費用及び経費の支払のために留保する資産を除く当該チャプター11手続当事者の全て又は実質的に全ての資産 (又はその正味売却価値) が、実現可能な限り速やかに破産承継会社又はチャプター11手続当事者の関係会社ではない第三者 (以下、当該破産承継会社又は第三者を「譲受人」といいます。) に譲渡又は売却されることを明記して申請する申立てを意味します。

「譲渡ステイ条件 (Transfer Stay Conditions)」とは、譲渡申立てを申請した直接当事者の関係会社、当該譲渡申立てにおいて特定された譲受人、セクション2ステイ当事者及び当該セクション2ステイ当事者と当該直接当事者との間の対象契約に関して、以下の条件を意味します。

(a) 当該セクション 2 ステイ当事者との当該対象契約の当事者である直接当事者に関して関係会社が保有する全ての直接的及び間接的な持ち分全て (もしあれば) が、譲受人に譲渡されたこと

(b) 当該直接当事者とセクション 2 ステイ当事者との間の各対象契約に関する関係会社が提供した全ての信用補完 (当該信用補完における若しくはこれに基づく権利及び債務又はこれを担保する資産) が当該譲受人に譲渡され、当該譲受人は当該信用補完において、直接当事者の関係会社がチャプター11手続当事者になる直前に負担していた債務と同一の範囲において債務を負担し続けること

(日本語参考訳)

(c) 当該直接当事者とセクション 2 ステイ当事者の各関係会社との間の各対象契約に関する関係会社（もしあれば）が提供した全ての信用補完（当該信用補完における若しくはこれに基づく権利及び債務又はこれを担保する資産）が当該譲受人に譲渡され、当該譲受人は当該信用補完に関して、直接当事者の関係会社がチャプター11 手続当事者になる直前に負担していた債務と同一の範囲において債務を負担し続けること

「譲受人 (Transferee)」とは、「譲渡申立て」の定義において当該用語に付与された定義を有します。

「英国特別破綻処理制度 (U.K. Special Resolution Regime)」とは、リングフェンシング規定を除く、2009年英国銀行法（改正を含みます。）パートIの規定及び施行規制及び措置（随時改正される場合があります。）を意味します。但し、英国特別破綻処理制度には、2009年英国銀行法（改正を含みます。）のセクション48Z、70A、70B、70C及び70Dは、2009年英国銀行法（改正を含みます。）のセクション48Z(1)に定義される「危機予防措置」に関連する範囲において、BRRD第59条1(b)に定める状況において行使される関連の資本証券を償却又は転換する権限の行使を除いて、含まれないものとします。

「米国破産法 (U.S. Bankruptcy Code)」とは、合衆国法典タイトル11を意味します。

「米国倒産手続 (U.S. Insolvency Proceedings)」とは、チャプター7手続、チャプター11手続、FDIA手続及びSIPA手続を意味します。

「米国親会社 (U.S. Parent)」とは、批准当事者に関して、当該批准当事者に直接的又は間接的な支配を有する米国又はその州若しくは領域の法律の下で設立された終局的な親会社を意味します。

「米国特別破綻処理制度 (FDIA) (U.S. Special Resolution Regime – FDIA)」とは、リングフェンシング規定を除く、米国連邦預金保険法及び施行規制及び措置（随時改正される場合があります。）の財産保全管理規定を意味します。

「米国特別破綻処理制度 (OLA) (U.S. Special Resolution Regime – OLA)」とは、リングフェンシング規定を除く、2010年米国ドッド=フランク・ウォール街改革・消費者保護法のタイトルII及び施行規制及び措置（随時改正される場合があります。）を意味します。

「非関連デフォルト権 (Unrelated Default Right)」とは、直接当事者とセクション2ステイ当事者との間の対象契約又は関連する信用補完に関して、

(a) 当該対象契約又は関連する信用補完に関する、

(i) 米国手続当事者となる直接当事者の関係会社のみならず、

(ii) 明確で説得力ある証拠によって、米国手続当事者となる直接当事者の関係会社、譲渡申立てにおいて企図される譲受人に対する譲渡又は DIP 申立てとは、直接的又は間接的に関係しないことを示しうるデフォルト権、また、

(b) 当該直接当事者の米国親会社が米国手続当事者ではない場合には、米国倒産手続以外の倒産又は破綻処理の手続の対象となる直接当事者の関係会社のみならず、当該対象契約又は関連する信用補完に関するデフォルト権を意味します。